

第30回 佐用町議会(定例)会議録 (第2日)

平成21年9月17日(木曜日)

出席議員 (21名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	片 山 武 憲	4番	岡 本 義 次
	5番	笹 田 鈴 香	6番	金 谷 英 志
	7番	松 尾 文 雄	8番	井 上 洋 文
	9番	敏 森 正 勝	10番	高 木 照 雄
	11番	山 本 幹 雄	12番	大 下 吉 三 郎
	13番	岡 本 安 夫	14番	矢 内 作 夫
	15番	石 黒 永 剛		
	17番	西 岡 正	18番	平 岡 き ぬ 糸
	19番	森 本 和 生	20番	吉 井 秀 美
	21番	鍋 島 裕 文	22番	山 田 弘 治
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	大久保八郎	書記	尾崎基彦
説明のため出席 した者の職氏名 (21名)	町長	庵途典章	副町長	高見俊男
	復興担当理事	山田聖一	教育長	勝山剛
	天文台公園長	黒田武彦	消防長	加藤隆久
	会計課長	上谷正俊	総務課長兼財政課長	坪内頼男
	まちづくり課長	前澤敏美	災害復興対策室長	長尾富夫
	税務課長	保井正文	住民課長	木村佳都男
	福祉課長	内山導男	健康課長	新庄孝
	農林振興課長	小林裕和	商工観光課長	廣瀬秋好
	水道課長	野村久雄		
	生涯学習課長	福本美昭		
	教育委員会総務課長	福井泉	教育委員会教育推進課長	岡本正
			南光支所長	春名満
欠席者 (6名)	地籍調査課長	茅原武	建設課長	野村正明
	下水道課長	寺本康二	クリーンセンター所長	谷口行雄
	上月支所長	達見一夫	三日月支所長	田村章憲
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1 . 発議第 5 号 平成 2 1 年 8 月台風 9 号における災害対策に関する意見書
日程第 2 . 発議第 6 号 台風 9 号災害に際し、町民の生活再建に佐用町の総力を尽くす決議
日程第 3 . 発議第 7 号 台風 9 号災害に際しての支援に感謝する決議
日程第 4 . 議案第 68 号 佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第 5 . 議案第 69 号 工事請負契約の変更について（佐用町水道施設中央監視制御システム整備工事）
日程第 6 . 議案第 71 号 平成 2 1 年度佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）の提出について
日程第 7 . 議案第 72 号 平成 2 1 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
日程第 8 . 議案第 73 号 平成 2 1 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
日程第 9 . 議案第 74 号 平成 2 1 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
日程第 10 . 議案第 75 号 平成 2 1 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日程第 11 . 議案第 76 号 佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第 12 . 議案第 77 号 佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第 13 . 議案第 78 号 佐用町消防事務手数料条例の一部を改正する条例について
日程第 14 . 議案第 79 号 工事請負契約の変更について（佐用保育園・さよう子育て支援センター新築工事）
日程第 15 . 議案第 80 号 工事請負契約の締結について（学校給食センター建設工事）
日程第 16 . 議案第 81 号 工事請負契約の締結について（久崎小学校プール建設工事）
日程第 17 . 議案第 82 号 工事請負契約の締結について（三日月小学校プール建設工事）
-

午前 9 時 2 9 分 開議

議長（山田弘治君） 皆さん、おはようございます。定刻の時間より早いですけれども、全員お揃いですので、ただ今から開会したいと思います。
早朝よりお揃いでご出席を賜り、誠にご苦労様でございます。
ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。直ちに日程に入ります。
なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配布いたしており、ご熟読のこととしますので、会議の進行上、以後の議案朗読を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。よって、そのように決しました。

- 日程第 1 . 発議第 5 号 平成 21 年 8 月台風 9 号における災害対策に関する意見書
日程第 2 . 発議第 6 号 台風 9 号災害に際し、町民の生活再建に佐用町の総力を尽くす決議
日程第 3 . 発議第 7 号 台風 9 号災害に際しての支援に感謝する決議

議長（山田弘治君）　　まず、日程第 1、発議第 5 号ないし発議第 7 号について一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君）　　ご異議ないと認めます。
発議に対する提出者の説明を求めます。提出者、矢内作夫君。

〔14 番 矢内作夫君 登壇〕

14 番（矢内作夫君）　　おはようございます。

それでは、ただ今、上程いただきました、発議 5 号ないし 7 号につきまして、提案の説明をさせていただきます。

発議第 5 号、平成 21 年 8 月台風 9 号における災害対策に関する意見書。発議第 6 号、町民の生活再建に佐用町の総力を尽くす決議。発議第 7 号、災害に際しての支援に感謝する決議について、一括して提案説明をいたします。

去る 8 月 9 日の台風 9 号による集中豪雨は、この佐用町におきましては、かつてない大災害に見舞われ、この地において、死者 18 名、行方不明者 2 名の人的被害をはじめ、住宅被害も全壊 140 棟を超え、大規模半壊、半壊、床上床下被害合わせて 1,800 棟を上回り、日常の生活が奪われ、生活復興再建には、まだまだ、時間がかかるのが現状であります。

また、道路、河川、橋梁、農地、山林等、この上ない甚大な被害をもたらしております。

また、災害被災者におかれましては、避難生活が長引き、家屋の新築、修繕など復旧に余儀なく対応されており、生活面での不安、町民の暮らし、営業者の災害、復旧の課題に直面しております。

われわれ、佐用町議会としては、このような現状、状況を踏まえ、住民の代表として町民の生活基盤の安定と早期復旧を図るため、国、内閣総理大臣をはじめ、関係大臣に佐用町議会の全員の声として、意見書を提出するものであります。

発議第 6 号、続いて、町民の生活再建に佐用町の総力を尽くす決議についてであります。町長に対し、町民及び被災者を支援する最大限の措置を取られるよう要望するとともに、われわれ佐用町議会として、復旧に向け、最大限努力することを表明するものです。

続きまして、発議第 7 号、台風 9 号災害に際しての支援に感謝する決議についてであります。この災害に対し、自衛隊、消防、警察などによる総力を挙げた救助活動、昼夜を徹して行われ、多くの町民を救済していただきました。また、給水活動やごみ処理、収集などにも近隣市町はもとより、県内外からの支援部隊を派遣いただき、被災住民の生活再建に大きな力となり、さらには、県内をはじめ全国各地から駆けつけていただいたボランティアの皆様からは、家屋に堆積した泥やごみの除去、床の清掃など、復旧活動に活躍をしていただき、多くの町民に復興に向かって立ち上げられる勇気を与えていただきました。

また、全国各地から、心のこもった激励と数多くの義援金品が寄せられ、被災住民にとりまして大きな励みとなっております。

われわれ佐用町議会としては、これら多くの方々の善意にこたえ、速やかな復旧に努力することを決意するとともに、各関係機関ならびに関係各位からのご尽力・ご支援に対しまして、町民を代表し、謹んで深甚なる感謝の意を、佐用町議会として決議するものであります。

以上、内容につきましては、別紙のとおりであり、昨日の災害に関する調査委員会で、

十分協議をしていただきましたので、皆様のご賛同を賜りますようお願いいたしまして、提案説明とさせていただきます。

なお、意見書で、昨日、いろいろとご協議をいただいたんですが、この意見書の中の下から3行目言うんですか、上の段の下から3行目、よって国におかれましてはというふうなことは、ちょっと国だけではないのというような声もあったんですが、この激甚指定については、国が指定するということですので、これでいいんじゃないかということで、国を、そのまま置いて書かせていただいておりますので、その点もご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上であります。

議長（山田弘治君） 発議に対する提出者の説明は終わりました。

これより発議第5号から順次、質疑及び討論・採決を行いますのでよろしくお願いいたします。

それでは発議第5号、平成21年8月台風9号における災害対策に関する意見書について質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

議長（山田弘治君） これで質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） 討論なしと認めます。これで本案についての討論を終結いたします。

これより、発議第5号を採決をいたします。この採決は、挙手によって行います。

発議第5号を、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって、発議第5号、平成21年8月台風9号における災害対策に関する意見書については、原案のとおり可決をされました。

続いて、発議第6号。

〔矢内君 挙手〕

議長（山田弘治君） 矢内議員。

14番（矢内作夫君） すいません。ありがとうございます。それですね、昨日でました、感謝の決議についてでありますけれども、早速、神戸新聞の横部さんとお会いをいたしまして、お願いをいたしましたところ、快く掲載するということで、確認いただきましたので、お知らせしておきたいと思っております。以上です。

議長（山田弘治君） 矢内議員の方から、そういう報告がありましたので、よろしくお願いいたしますというふうに思います。

続いて、発議第6号、台風9号災害に際し、町民の生活再建に佐用町の総力を尽くす決

議についてを質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

議長（山田弘治君）　　これで本案に対する質疑を終結いたします。
これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君）　　討論なしと認めます。これで本案についての討論を終結をいたします。
これより、発議第 6 号を採決をします。この採決は、挙手によって行います。
発議第 6 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君）　　挙手、全員であります。よって、発議第 6 号、台風 9 号の災害に際し、町民の生活再建に佐用町の総力を尽くす決議については、原案のとおり可決をされました。
続いて、発議第 7 号、台風 9 号災害に際しての支援に感謝する決議について質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

議長（山田弘治君）　　これで本案に対する質疑を終結いたします。
これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君）　　討論なしと認めます。これで本案についての討論を終結いたします。
これより、発議第 7 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
発議第 7 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君）　　挙手、全員であります。よって、発議第 7 号、台風 9 号災害に際しての支援に感謝する決議については、原案のとおり可決をされました。

日程第 4 . 議案第 68 号 佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議長（山田弘治君）　　続いて日程第 4 に入りますが、日程第 4 から日程第 10 までにつきましては、9 月 8 日に、提案に対する当局の説明は、終了しておりますので、順次、質疑、討論、採決を行いますので、よろしく願いをいたします。
まず、日程第 4、議案第 68 号、佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例につい

てを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔質疑なし〕

議長（山田弘治君） 質疑はないようですから、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） 討論なしと認めます。これで本案についての討論を終結いたします。

これより、議案第 68 号を採決をします。この採決は、挙手によって行います。

議案第 68 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって、議案第 68 号、佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をされました。

日程第 5 . 議案第 69 号 工事請負契約の変更について（佐用町水道施設中央監視制御システム整備工事）

議長（山田弘治君） 続いて、日程第 5、議案第 69 号、工事請負契約の変更について、佐用町水道施設中央監視制御システム整備工事を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔金谷君 挙手〕

議長（山田弘治君） 金谷議員。

6 番（金谷英志君） 今回の工事契約金額の変更で、約 2,300 万余りの増額になりますけれども、その金額的に、この工事内容の変更、額としては、どういうふうな、概要としては、どう変わるのでしょうか。

〔水道課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、水道課長。

水道課長（野村久雄君） お答えします。ちょっと、記憶で申し訳ないんですけども、南部と北部のテレメーターを連結していたものを別々にするんに、別々、南部と北部別々に中央監視の方へ取り込む分につきましては、800 万ほど掛かっております。

それから次に、桑村の浄水場、佐用の北の方にあるんですけども、桑村の浄水場のテレメーターの取り込みにつきましても 800 万ほど掛かっております。

それから、監視施設の追加、8浄水場へのテレメーター、CATVの回線の接続に伴う工事につきましては、残る部分は、それに当たります。

もう少し詳しいのを、ちょっと、お知らせ、ここにちょっと資料を持ち合わせておりませんので、申し訳ありません。

〔金谷君「結構です」と呼ぶ〕

〔金谷君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、金谷議員。

6番（金谷英志君） テレメーターを南部、北部、桑村も追加、それが、1,600万余り。
それから、CATVに変更ということですが、それによって、経費的には、どういうふうな削減なり、増えるなり、どういうふうな、今後の維持費については、どういうふうな変化があるのでしょうか。

議長（山田弘治君） はい、水道課長。

水道課長（野村久雄君） 今現在は、専用回線を使っておりますので、それを今度、CATVに変えることによって、年間、約108万ほど経費の節減になると予定しております。

議長（山田弘治君） よろしいか。

6番（金谷英志君） はい。

議長（山田弘治君） 他に、ありませんか。
ないようですから、これで本案に対する質疑を終結いたします。
これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） 討論なしと認めます。これで本案についての討論を終結いたします。
これより、議案第69号を採決をします。この採決は、挙手によって行います。
議案第69号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって、議案第69号、工事請負契約の変更について、佐用町水道施設中央監視制御システム整備工事は、原案のとおり可決をされました。

日程第6 . 議案第71号 平成21年度佐用町一般会計補正予算案（第4号）の提出について

議長（山田弘治君） 続いて、日程第6、議案第71号、平成21年度佐用町一般会計補正

予算案、第4号の提出についてを議題といたします。
これから質疑を行います。

〔井上君 挙手〕

議長（山田弘治君） 井上議員。

8番（井上洋文君） 交付金について、町長にちょっと、一般質問も挙げてませんので、ちょっとお聞きしたいんですけども、国からの経済対策で緊急雇用の臨時交付金等がですね、決定されて、町としましても、いろんな施策を前回決定しているわけなんですけれども、これが、災害においてですね、それが、現実的にできない、実行できないようなものがあるのではないかと思うんですけども、そういうようなんの、今回、災害に対しての、その組み換えとかですね、そういうようなんは、どんなですか。できるわけですか。その点1点、ちょっとお聞きしたいんですけど。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） この件については、以前にもちょっと、説明をしたかと思うんですけども、20年度の繰り越している分につきましては、繰越ですので、これは、計画どおり使っていかなきゃいけないと。ただ、その内容につきましてはですね、町道でありますとか、農道の舗装、そういう土木事業における、この計画につきましてはですね、この災害の復旧を兼ねたものにしてもらってもいいと、使っていいというふうに国の方から、交渉して、そういう話をいただいております。一番、20年度分につきましてはですね、そのプレミアム付きの商品券の発行、それが一番、どうするかということで、今後の課題になっておりますけれども、これは、今、いろいろと町内の事業者、商店の方もですね、復興に向けて努力いただいております、そういう状況を見ながらですね、商工会とも、よく協議をして、実際に、できれば時期を見て実施をしたいなというふう考えております。

で、先般、今回、議題にも挙げさせていただきましても、給食センター等、そういう事業につきましてはですね、学校のプールとか、この計画どおりですね、実施をしていくということで、進めております。

ただ、まあ、この21年度につきましてはですね、まだまだ、こういう状況で、事務が、事業も遅れていきますし、内容も再検討しなきゃいけないと、で、そのへんについては、21年度中にということでしたけれども、これは、ひとつ繰越もですね、含めて、対応して欲しいと、そういうことを要請をしております、できるだけ、この21年度中に、実施できるものは、実施して、これからしていきたいと思っておりますけれども、もう一度、計画を検討、再検討しながらね、22年度に繰り越せるものは、22年度に繰り越して、実施していけるように、このいただいた、予定していただいております交付金は、できるだけ有効に全額活用できるようにしていきたいと、そういうふう考えておまして、この災害ということに対しての取扱いで、県を通して国の方にですね、そういう特別な配慮、措置をお願いしたいということは、要請をしているところでございます。

〔井上君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、井上議員。

8 番（井上洋文君） 分かりました。

しかし、今回、新政権になってですね、これは凍結の分が、やっぱり出て来ると思うんですがね、そこらの点については、まだ町の方に来てないかということが1つと。

それと、今、実行している金額がですね、だいたい何パーセントぐらい実行されているのか、そこら分かりますか。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 新政権になって、こういう未執行についての交付金等も、これを凍結するとかというような話も聞きますけれども、地方にね、配分する分については、それは、そういう措置をしないというようなことも、一部報道でも聞いておりますしね、そのへんは、新政権においてもですね、十分地方に対しての財政措置ということについては、配慮はされるんじゃないかなというふうに、これは1つ期待をするところであります。

執行につきましては、今、お話ししましたようにですね、まだ、21年度分については、ほとんど執行できてないと。それから、20年度分の繰越については、この度の、こういう既に、1回は、プレミアム付きのあれを出しておりますし、商品券も出しておりますしね、繰り越した分についても、こうして事業も実施をしておりますのでね、まだ、予算化をしている、予算をと言うんか、事業化をしているわけですから、この部分含めたら、かなりの分は執行、20年度分については執行をしているというふうに考えていただけたらと思います。

議長（山田弘治君） よろしいですか。

8 番（井上洋文君） はい。

議長（山田弘治君） 他に。

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） 平岡議員。

18 番（平岡きぬ糸君） 1点目ですが、歳入の雑入でお尋ねします。

老人生活管理指導短期宿泊事業個人負担金 778万 5,000円について、提案の説明の時に、朝霧園特養の入所者の関係というふうには説明があったんですが、内容について、もう少し詳しくお願いします。

それと、もう1点は、歳出です。15ページ、林業振興費の国・県の支出金で、そのまま執行されるという、森林整備地域活動支援交付金についてですけど、これは、今回の災害と直接ではないですが、関連もありますので、その計画に基づいた事業というか、その内容などについて説明をお願いします。

とりあえず2点お願いします。

議長（山田弘治君） 福祉課長。

福祉課長（内山導男君） まず1点目の雑入についてのお尋ねなんですけど、今回の災害によりましてですね、養護老人ホームで、朝霧園と、まあたつの市にあります栗栖の荘さん含め

て 22 名の方を緊急ショートで、災害対応ということで緊急に預かっていただきました。

その他に、介護保険の施設、いわゆる特養で総人数で 25 名が、自宅では、災害時に自宅では生活できない方ということで、あわせて 47 名の方を緊急で施設に預かっていただいて、災害時の対応として対応いたしました。

お尋ねの、このショートの短期の負担金なのですが、本来、まだ、この予算案を作成時にはですね、減免の内容が詰まっておらなかったもので、従来の規定に基づきますと、養護老人ホームの場合、ショートステイ、いわゆる短期で預かりますと、日額に直して 3,810 円は、いわゆる公費負担、それから利用者負担として、1 日日額 1,730 円が個人負担の利用者負担となるという形で、お尋ねの金額、778 万 5,000 円につきましては 1,730 円掛ける 30 人。当時の想定で 30 人掛ける 150 日という想定で計算して予算計上させていただきました。その後、減免関係の規定が、整備されますので、これは、純然たる、町長の特例事項等で合わせましてですね、基本的に 8 月、9 月分については、この個人負担分については、いわゆる減免が掛かってくると思えますので、一応、計算上、予算上は、先ほど申しあげました、日額、本来、通常のショートステイでありますと、1 日 1,730 円が個人負担となりますので、それ掛ける約 150 日間の日数掛ける 30 人の日数を見込んで挙げたものであります。

なお、先ほど、申しあげました、介護保険施設で、25 名の方が、緊急ショートしていただいたんですが、この方の対応はですね、基本的に介護保険の、それぞれの限度額いっぱいまでは、介護保険の方で利用していただくと。その限度額を超えた物について、老人措置の方へ切り替えてですね、それぞれ減免等をしながら、費用負担を算出しながら、いわゆる減免規定を適用していくという形になりますので、最終的な精算では、この金額の中でですね、調整をさせていただきたいというふうに考えております。

議長（山田弘治君） よろしい。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山田弘治君） 振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） それではですね、森林整備地域活動支援交付金についてですね、説明させていただきます。

この事業はですね、国の緊急経済対策の事業です。21 年、22 年でですね、実施するもので、県ですね、みどり公社の公社造林地についてですね、その林齢とかですね、樹種によってですね、施業計画を作ってですね、森林の、健全な森林を育成する事業です。この補助金の流れはですね、国から県、県から町、町から公社という形でですね、その全額が公社の方に流れていきます。

佐用町においてはですね、佐用地区、南光地区、三日月地区の公社造林地 370 ヘクタールをですね、1 ヘクタール 2 万円の補助でありますので、370 ヘクタール 740 万円を計上させていただいて事業を進めさせていただきたいというふうに思っています。

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、平岡議員。

18 番（平岡きぬ糸君） 2 点目にお尋ねした、いわゆるトンネル予算なんですけれど、その

地域ごとの370ヘクタールについては、どういう状況なのか、実態として分かるようになるものがありますか。説明できるもの、示していただきたいんですけど。

議長（山田弘治君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 箇所はですね、みどり公社、公社造林地です。それで、先ほど言いましたように、佐用地区、三日月地区、南光地区ですね、それぞれ箇所があります。例えば、船越とか、三日月の末広、それから南光の船越、それから平松地区とか、それぞれですね、地区に公社造林地がありますので、その造林地をですね、全て、全てじゃないですね、その造林地の中の370ヘクタールを対象にして施業計画を立ててですね、森林整備をしていくという事業です。箇所で言えば、もう50カ所ぐらいあります。

議長（山田弘治君） よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、平岡議員。

18番（平岡きぬ糸君） 今回、災害の大きな要因の1つとして、風倒木の後の処理ができていなかったというのが原因で、材木が、ドンドン流れて来て、大きな被害にもなっているんで、そういう森林整備の関係について、この予算では、みどり公社の分の整備地域だということなんですけれど、具体的にどういう計画で、どのような事業を行われるのかということ、もうちょっと具体的な説明が、予算上は、町に直接ではないんですけど、そういうことが示していただけたらと思います。

議長（山田弘治君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 作業内容ですかね、どのような作業をされるという。

18番（平岡きぬ糸君） 地域とか、その。

農林振興課長（小林裕和君） 地域によって、林齢とか違いますので、その伐採をしたりですね、下草を刈ったりですね、そういうものを作業をさせていただいて、そして森林のですね、保護を、森林地の保護をしていくという事業です。今、言われるようなですね、勿論、この計画に挙がっておる敷地内にですね、風倒木の物があればですね、そういう物も処理をしていくと。この地域内においては処理をしていくということです。

議長（山田弘治君） はい、他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、岡本義次議員。

4番（岡本義次君） 10ページの13番、獣害防止の2,000万、補正挙げてございますけれど、これらについてはね、田畑が酷く流出とか、土砂の崩壊で、そういう防止柵は、

相当傷んでですね、これ以上の分がですね、各集落から、また上がってくるんじゃないかと思うんですけど、そこら辺については、今後上がって来た分については、設置しておいたところについても、再度やり直すということで、認めてくれるんですか。

議長（山田弘治君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 獣害防止柵についてはですね、従前から、こう住民の皆さんがですね、地域一体となってですね、こう防止のために取り組んでおられます。本年においてもですね、相当数のですね、防止の要望が出ております。その中で、適正なものについてはですね、支援をさせていただいて進めているところです。

8月9日のですね、災害においても、設置した所もですね、流出したという所もあります。災害においてですね、稲刈りが、もうほぼ早い物は終わっておるわけですが、そういう8月9日以降ですね、その災害において緊急にやらなければならないという所についてはですね、災害の専決予算の中でもですね、予算を計上させていただいて、そういう取り組みをさせていただいております。

今回ですね、まだ被災を受けなくてですね、まだ、ちゃんと守られている所についてもですね、そういう要望があります。そういう要望についてはですね、これからこういう形で、今回補正を計上させていただいて、対応させていただきたいというふうに思っております。

今までですね、過去にやったものをですね、もう耐用年数が来てやり替えなければならないという所もですね、本年度要望が出ておりますので、そういう物は、現地を確認をさせていただいて適正な形でですね、支援はしていきたいというふうに思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、岡本義次議員。

4番（岡本義次君） ほな、そういう支援、各集落から上がって来たら、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、10ページ、その上ですね、町長交際費と、それから同じく15ページの15番の商工振興費の3,000万ですね、これらについて、ちょっと内容説明、もう一度求めます。

〔総務課長兼財政課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、総務課長兼財政課長。

総務課長兼財政課長（坪内頼男君） 交際費の、交際費の関係ですが、町長交際費210万と、町渉外費ということで、これは、災害で亡くなられた、犠牲に遭われた方の交際費ということで、お見舞いの方を1人10万円、それと通常のご香料ということで5,000円。

渉外費については、お供え代ということで、1人1万円ということで、一応、この時点では、町内、町外の方、あるいは行方不明の方も、そういう精査もなく、20名ということで、予算計上はさせていただいてます。以上です。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（山田弘治君） 商工観光課長。

商工観光課長（廣瀬秋好君） 続きまして、商工会の助成金の3,000万の件ですけれども、これにつきましては、災害以前から、いろいろと検討しておいた項目でございます。それに伴う費用ということで、計上させていただいて、商工会も災害も受けたりして、この検討は少し遅れておるわけですが、大事な問題であるということで、今回、補正させていただいて、具体的に進めていきたいというふうに考えています。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、岡本議員。

4番（岡本義次君） その1つに事務所をまとめるということでございますけれども、その中身については、例えば、新築の方向で持っていくとか、それとも佐用のね、保健所の跡なんか、空いてございますけれども、それらとか、上月のね、支所でも事務所としては、空いておりますはね、ですから、そういうようなところを使うとか、そういう例えば具体的なところまでいっておるんですか。

議長（山田弘治君） 商工観光課長。

商工観光課長（廣瀬秋好君） 今、検討しておるんですけれども、今、言われましたように、今の事務所を改造してやるというのが、1つの方法がありますし、今、言われたように、県の施設とか、町の施設とかいう所で、的をこれから具体的に絞っていきたいというふうには考えています。

議長（山田弘治君） はい、他に。

〔金谷君 挙手〕

議長（山田弘治君） 金谷議員。

6番（金谷英志君） 今の商工会の関連ですけれども、今の事務所の改造なり新築なり、まだ決まっていない中で、この3,000万という額があるんですけれども、その額の、この3,000万の根拠は、どんなものでしょうか。

議長（山田弘治君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（廣瀬秋好君） 今のところ、この3,000万については、今の事務所を改造してやった場合を想定して、3,000万を計画しています。これが、一番、今のところ進めやすい、考えやすいかなということで、商工会と調整をして、計上させておるわけですが、ささせていただいておるわけですが、急遽、いろんな要素がありますので、そういう検討についても、これからは、他の意見を聞きながら進めていきたいということでございます。

〔金谷君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、金谷議員。

6 番（金谷英志君） その当初、例えば、3,000 万の時にね、そしたら、今の事務所の改造なりでしたら、その 3,000 万が、改造費のどれぐらいな部分を占めるんか。それを、町が、どれだけ、この 3,000 万に対して、それは、割合として、どれだけ見ておるんでしょ
うね。

議長（山田弘治君） 商工観光課長。

商工観光課長（廣瀬秋好君） この 3,000 万についての、改修費が 3,000 万ということで、今のところ、町が、その分を補助するという考え方であります。

〔金谷君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、金谷議員。

6 番（金谷英志君） 商工会についてはね、三日月商工会については、役場庁舎内にも、建設当時、商工会も負担したということですから、そこらへんの商工会の考え方ですけど、三日月商工会 1 つになるんでしたら、佐用の今の事務所になるんでしたら、その各南光なり上月、三日月、各ありますけれど、三日月についてはね、庁舎内に、その商工会の権利があるんですけども、その点、そのへんのことは、聞いておられますでしょうかね。

議長（山田弘治君） 商工観光課長。

商工観光課長（廣瀬秋好君） 三日月とか、他の庁舎の今までの建設とか運営について、そのへんは、商工会が、いくら負担をしておるとかいう、いくらというパーセントまでは確認していないですけども、そういうことは、頭の中にはあります。

議長（山田弘治君） はい、他に。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、笹田議員。

5 番（笹田鈴香君） 8 ページですけども、8 ページの雑入で、その他の 194 万 8,000 円の内容説明、内訳をお願いします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山田弘治君） 農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 雑入のですね、その他、194 万 8000 円ですけども、これはですね、平成 12 年度からですね、取り組んでおります、中山間直接支払いう事業があり

ます。それについてですね、1期目の5年、1期5年で継続しております。それで、17年からもですね、継続をして、この21年度が最後の年度だと思いますけども、その中で、12年度からの取り組みですね、町内の1集落がですね、その取り組みの考え方や、取り組み区域ですね、区域の傾斜の分です、20分の1以上の傾斜について、そういう交付金が出るんですけども、一部、20分の1以内、緩やかな傾斜の部分のですね、面積が取り組んでいたということで、これが、おった発端はですね、淡路市が会計検査に引っ掛かってですね、県内再調査が行われました。その分です、町内1集落がですね、その分が、確認できましたので、その分をですね、返還をすると。国、県からのですね、補助金をいたただいた分を返還するというので、その集落から、その返還金の相当分をですね、徴収させていただいて、町の予算を通してですね、国、県に返還をするというものであります。その徴収額が194万8,000円であります。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、笹田議員。

5番（笹田鈴香君） これ1集落で194万8,000円いうたら、すごい金額になると思うんですけども、そのへんは、最初に、結局調査した、調査というか、最初計画を立てる段階でね、そういうことが分からなかった、契約の中に、その今言われた傾斜20パーセントというのが、もう出ていたわけですけども、そのへん、なぜ分からなかったんですか。

議長（山田弘治君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 平成12年度ですね、新規で取り組む場合にはですね、調査をして県とも相談をしながらですね、取り組みをさせていただいて、認めていただいて、実際やっているわけです。それが、会計検査院の調査によってですね、考え方の違い、取り組み、考慮ですね、地形的な問題がありますので、地形的な考慮の違いによってですね、それは適正ではないんじゃないんじゃないかということ指摘されましたので、それについては、返還しなければならないということで、12年にさかのぼっての返還金でありますので、その集落についてはですね、1,500万ぐらい交付金をいただいておりますけれども、その内の200万弱ですね、194万8,000円を返還していただくという形になりました。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、笹田議員。

5番（笹田鈴香君） あの、県も一緒になってと言うんだったら、やはり、その集落から返還してもらわなければならないって、やはり、そのへんは、県とか町とか考えながらしないと、個人というか、その集落、結局個人になりますね、個人で分配の分もありますし、もうそれに、既に工事費用に使っていると思うんですけども、やはり、そのへん配慮して、それこそ農地、またそういったせつかく、今までに、もう補助金が、いっぱい切られている中で、わずかに残っている、こういった制度なんで、やはり、町自体も考えて、また県にもお願いして、やはり各集落から返してもらおうというのは、おかしいと思うんですが、そのへん、もう一度検討をお願いします。

議長（山田弘治君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） この平成12年から取り組んでいる中山間直接支払、それから、19年から取り組んでいる農地・水・環境向上対策ですね、これについてはですね、事業主体、あくまで取り組む主体は、集落であります。事業主体が集落であります。それを、そういう協定とかですね、そういう取り組みが確実にできるという約束の中で、町、国、県、町がですね、その交付金を持ち寄って出して、そして集落、取り組み活動組織にですね、支援をしているわけですから、あくまで事業主体は集落であります。そのへんは、12年度の時も説明しておりますし、19年度の農地・水・環境向上対策取り組む時でもですね、説明会において、事業主体は集落ですよ、だから、そのへんの検査を受けるのは、集落自体が受けなければなりませんよというご説明をさせていただいておりますので、国とか町とか県とかいうのが事業主体ではありませんので、そのへんの取り組みがですね、やはり、そういう指摘があればですね、集落から返還をしていただくということがですね、妥当だというふうに考えております。

議長（山田弘治君） はい、他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） 岡本議員。

4番（岡本義次君） 今の15ページですね、商工会の見舞金の、助成金の3,000万のことでございますけれどね、実施計画書とか、そういう青写真そのものが、まだ上がって来てないんでしょ。上がって来ておって、例えばね、これが金額が妥当かどうかいうのを、やはり、これもっとかかるんだったら、もっと増やしてやらんとあかんのんかも分からんし、かと言って、上がってきとりもせんもん、えい、やーの感覚で3,000万挙げとういうんだたらね、やっぱり皆が、働いて納めた税金だからね、そこらへん、もっと慎重言うんか、そういうはっきり具体的なね、やつが分かってからでもいいんじゃないかというふうな気もするし、そこらへんは、どうです。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 商工会のですね、事務所の統合、これは商工会が合併をした後のですね、大きな懸案事項であります。で、まあ、商工会としても、いろいろと協議をされておりますけれども、やはり、これから商工会員も減っておりますしね、商工会の補助金等も減って行きます。職員についてもですね、これは、今いる職員を県連合会の職員という位置付けにしていくとかですね、いろいろと、その今後の運営について、どうしてやっていったらいいかということを考えている中で、やはり事務所はですね、どうしても1つに統合しなければならないということで、現事務所をですね、統合について、あそこに増築をして、そして、4つの、今、商工会事務所を統合するということを考えて、基本的に考えられております。

そういう中でですね、町として、何とか支援をして欲しいと。商工会自体の、会員のですね、負担、これ求めても、中々、今の状況の中で、新たな負担を求めることは非常に難

しいということで、じゃあ、いくらぐらいね、出していただけるか、ひとつそれを検討する上でもね、今の、一応、基本的には、その今の事務所を改造して、増築すれば、最低 3,000 万以上かかるんだと。その中に、まだ統合するための費用というような、もろもろ、たくさん事務的にもかかります。そういう上で、一応、3,000 万という 1 つの町としての予算というものをね、ある程度確約をして欲しいと。そういう中で、それを進めていきたいということで挙げたんですけど、今のところ、この水害によってですね、更に商工会員の方も少なくなってきたり、その事務所的に、あそこでいいのかという話も、また出ております。

町としては、当然、これは予算化させていただいてもですね、最終的に商工会の方と十分協議して、商工会の支援をしながら、その商工会の事務所の計画についても、よく協議して、理解、町としても了解がした中でね、支出はさせていただきたいというふうに思っております。で、まあ、町としては、今の商工会の現状から見てですね、非常にまあ、商工会員自体の非常に厳しい状況の中で、町としての姿勢としてですね、支援をしていくという、そういう形で予算化を、まずさせていただきたいということで、計上させていただいておりますのでね、ご理解いただきたいと思います。

〔井上君 挙手〕

議長（山田弘治君） 井上議員。

8 番（井上洋文君） 13 ページの衛生費、一番下。がん検診委託料 146 万 2,000 円。これは、一定年齢のですね、方に対しての子宮頸がんとか、乳がんとの検診に対しての、この手帳とかクーポン券ですかね、これに対しての費用ですか。

〔健康課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、健康課長。

健康課長（新庄 孝君） クーポン券につきましては、需用費の印刷製本費、これがクーポン券の方の印刷です。

それから、委託料につきましては、節目の乳がん、それから子宮がんの検診で、姫路の医師会の方に委託をしておりますので、追加の、節目の、対象者の追加分でございます。

〔井上君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、井上議員。

8 番（井上洋文君） 実施はいつ、10 月でいわれましたですか。

議長（山田弘治君） はい、健康課長。

健康課長（新庄 孝君） 当初、9 月から、それぞれ予定していたんですけども、災害のために、当初、9 月分については、一部中止しております。で、日程の関係を、ずっと調整をしておりますので、そして、この節目のがん検診も増えたことでありますので、対象者も増えましたので、乳がんにつきましては、9 月に開催予定でした 4 回を中止しまして、そ

して追加で、6回追加してもらうようにしました。

それから、子宮がんについても、9月の開催の分について、2回分を中止にしまして、4回分追加ということで、ちょっと、まだ1回分については、調整中なんですけれども、4回追加していただいて、できるだけ多くの方に受けていただくよう計画をしております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島議員。

〔健康課長 挙手〕

議長（山田弘治君） えっ。

健康課長（新庄 孝君） すいません。いつからするということなんで、乳がんの方は、10月6日、10月20日、10月の22日、10月の29日、12月3日、12月13日、1月14日、1月21日、2月13日、2月18日、そういうような計画です。

子宮がんにつきましては、9月の28日、10月1日、10月2日、10月17日、1月9日、1月の28日、そして2月には、ちょっともう1回するということで、現在調整中でございます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島議員。

21番（鍋島裕文君） じゃあ、15ページで、先ほどの商工会の関係で、私もお聞かせいただきたいと思います。

今の町長説明で、商工会の助成の必要性はね、それは、当然あるわけですが、この3,000万円の金額について、商工会として確約して欲しいということだったという説明がありました。それで、伺いたいのは、確約というのはね、普通は文書なんだけれども、そういう文書で確約されているのかという点ですね、それが1点。

それから、文書でなくて、口頭であればね、何も、ここで慌てて3,000万の補正予算組まなくても、改造や何やら決まり次第ね、一定額を助成するというようなことが、当然、口頭でいいのであればね、それは、今、補正を組む必要がないというふうに考えるわけだが、そのあたりは、どのような内容なんでしょう。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 確約という言い方、私しましたけれども、予算的にですね、これを、1つ計画の中で進めていく上で、はっきりとした形にして欲しいという要請であります。

で、まあ、この財源につきましては、以前から、旧佐用町でずっと、佐用、上月、商工会に貸し付けてきたお金が、まだ保有されているわけです。一応、町としては、それを上限を、その分についてはですね、今後の新しい商工会に対して、活用していく方向でね、特に、今、必要な事務所の統合、こういうことで商工会を支援していくということで、考えたいということで、3,000万という形で。

それと、今の事務所を改造するにあたっては、何とか3,000万ぐらいの助成が受けられ

ば、できるだろうという計画の中で、今回挙げさせていただいております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） まあ、文書等はないということですから、いわゆる口約束というふうにとれますね。行政としては。

それで、例の兵信ですか、あれ、預けてある 3,000 万ということでの話ありましたけれども、だったら、町としては、あの金額、3,000 万が、今回の上限というふうに考えておられるのか。つまり、場合によっては、場所の移転等もですね、災害の関係であるかもしれません。ちょっと、分かりませんが。そういう場合でも、町の助成は、3,000 万の上限というふうに考えておられるのかどうか、そのあたりをお伺いします。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 災害前におきましてはですね、事務所の移転等については、そういうことで考えたいという、その枠内で考えたいというふうには思っておりますし、おりました。しかし、まあ、その他、商工会の今後のですね、いろんな活動についての、また町としての支援というのは、また、これは、その移転だけの問題では、統合だけの問題ではありません。今後、商工会とも、いろいろと聞いて、協議しながらね、できるだけの支援はしていきたいというふうには思っております。

また、移転先について、他の場所ということも、今、出ていることも確かだと思います。その点については、今後、商工会の方から十分に、いろいろと詳細を聞き、協議をしながらですね、またご報告をさせていただき、予算の執行に当たりましては、そういうことが決定して、きちっとした説明と内容が確定をした後ですね、執行していくということで考えておりますので、そのへんは、事前に、議会の方にも十分にご報告をさせていただきます。

〔吉井君 挙手〕

議長（山田弘治君） 吉井議員。

20 番（吉井秀美君） 同じ商工会助成金の問題なんですけれど、この 3,000 万は、商工業者のね、小口の運転資金として制度化されたものであって、現在、その活用がされていない実態があったとしてもですね、こういうように、あのお金を商工会館の改装とか、まあ新たな場所に移るとしても、そちらの方の助成に、ずり変えをしていくというのは、これは制度として問題があると思うんですね。そのへんは、どうなんですか。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 当初、そのお金の使途はですね、そういう商工業者の方への融資に、商工会が原資として使っていくということでされたわけです。しかし、その融資、そのものがですね、既に、なくなっております。ですから、その制度がある中でね、それを流用するとか、そこへ持っていくという話じゃなくって、お金は、まあ、別に、どのお金であ

っても、額は、何も変わらないわけなんですけれども、その目的については、小口の融資制度というのは、また必要になれば、それは、また考えなきゃいけない話なんだろうけれども、今のところは、それは既に、もうなくなっているという前提で話をさせていただいております。

〔吉井君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、吉井議員。

20 番（吉井秀美君） まあ、新たな制度を考えればいいということなんですが、商工会員はですね、あのお金をもっと使いやすく、改善をして欲しいという要求が長年あってですね、ずっと凍結して、実際使っていなかったと。融資は、事業として行っていなかったという実態があったとしてもね、それは、この、これを元手にですね、新たに、その使いやすい、そういった制度のために、発展をさせていくべきで、助成にまわってしまうというのは、これは問題があると。もっと研究ですね、相談、検討をしていかないといけない問題だと思うんですが、いかがですか。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 別に、今、その商工会館の事務所、その統合については、統合として考えるべき1つの課題であり、そういうね、融資の問題につきましては、これも商工会も、今まで、いろいろと検討されながら、これ非常に難しいということで、今まで経過があるわけです。ですから、別に、3,000 万をそのまま使って、それでなくなってしまう、それで、終わりということじゃなくてね、それが必要ならば、また、先ほど、鍋島議員の答弁に、ご質問にもお答えさせていただきましたけれども、町としては、できるだけの支援をしていくということで考えておりますのでね、そういう点で、決して、この3,000 万を使えば、後、全てのことが終わりなんだということではございません。

議長（山田弘治君） はい、他に。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） じゃあ、歳入では、9 ページ、教育債の合併特例債の2号補正で8,370 万で、今回、450 万補正と。それで、伺いたいのは、合併特例債の充当率が変わったとか、変わってないとか、いろいろ話聞いておるんでね、これ合併特例債の充当率が、変わったようなことが、内容にあるのかどうか、その点で伺います。

それから、歳出では、13 ページお願いします。災害救助費の関係です。まず、工事請負費。災害救助法に基づく、例の52 万限度の応急修理だと思えますけれども、1億5,000 万円計上されています。現在の、この申請状況ですね、この応急修理の。それから、執行状況、それから、もう1点は、例の、1カ月延長になってますけれども、1カ月の延長で対応できるのかどうか、この工事費の関係では、この3点、伺います。

〔総務課長兼財政課長 挙手〕

議長（山田弘治君） 総務課長兼財政課長。

総務課長兼財政課長（坪内頼男君） 合併特例債ですけれども、鍋島議員言われますように、これは、学校の、幕山とか久崎とか小学校の耐震関係の補強工事に充当した起債ですけれども、当初は、95パーセントという充当率でしたけれども、100パーセントということで、そういう中で、限度額は、充当100パーセントということですので、その関係での補正です。

〔災害復興対策室長 挙手〕

議長（山田弘治君） 災害復興対策室長。

災害復興対策室長（長尾富夫君） 現在の応急修理の申請状況でありますけれども、昨日現在で、相談の件数は、443件。その内、申請を受け付けましたのが、193件でございます。金額的には、今現在受け付けているので、5,400万強というような状況でございます。

〔鍋島君「1ヵ月、1ヵ月。延長」と呼ぶ〕

〔災害復興対策室長「延長どうするんか。1ヵ月延長の」と呼ぶ〕

〔復興担当理事 挙手〕

議長（山田弘治君） 山田理事。

復興担当理事（山田聖一君） 被災者の皆様の状況を見てですね、県の方に、今の延長をですね、できないかということで、今、協議しているところでございます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島議員。

21番（鍋島裕文君） じゃあ、合併特例債の件で財政課長に伺いますけれども、これは、何ですか、あくまでも特殊な、教育債の関係で、特殊な例なのか、いわゆる、合併当初から充当率が95パーセントずっときておるわけですが、今後、全ての合併特例債について、100パーセント充当というふうに見ていいのかどうか。これ、法の関係やったん違うかな。そのあたりが、どうかという点について、伺います。

それから、歳出の関係も続けて伺います。

13ページの応急修理については分かりました。

続いて、負担補助交付金の関係では、被災者生活再建支援金、これは兵庫県と町の共同事業ですけれども、1億6,440万円の内訳は、歳入で1億570万円、県から入ってますので、町負担は、5,870万円ということになります。それで、伺いたいのは、この県の制度で言えば、3分の1町負担ということになりますから、3分の1というのは、33パーセントであります。これ単純計算すれば、36パーセント町負担になるんですけれども、これは、もう精算するという話なのか、いや、今回、36パーセントの負担増になっているというよ

うなことなのかという点ですね。

それから、もう1点、歳出では、災害見舞金、町の見舞金では、3号で6,000万円、補正して、今回、1,500万円ということでありますけれども、大変、感謝されてます。被災された方からね。いう中で、これ何回、町長に聞いても駄目なんだが、床下浸水や、それから、事業所等ですね、本日、宍粟が発表してますけども、住家だけじゃなくてね、あのあたりの考え方というのは、こういう被災の時には、やっぱり必要じゃないかというふうに、隣もやっておるということでね、というようなこと考えれば、当初は、町長は、しない、しない言っておられたけれども、その考え方が、変わるようなことはないのかどうか。その2点をお伺いします。

〔総務課長兼財政課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、総務課長兼財政課長。

総務課長兼財政課長（坪内頼男君） 合併特例債の関係ですけれども、これにつきましては、私の記憶では、その義務教育関係の施設、特に、耐震関係の補助あるいは起債等のかさあげがあったと思います。その関係で当初、通常の合併特例債95を予定して予算していたんですけれども、その関係で100パーセント充当ということで、そういう関係だと思いません。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 被災された方へのお見舞いですが、床下浸水についてはね、これまでもお話してきた、させていただいたような考え方です。

しかし、事業所とかお店、これ、この支援法とか等に、中々適用できないところについても、非常にまあ、その方々の損害、被害が大きいですし、本当に気の毒だと思っております。この点については、何とか、少しでもお見舞いができるようなね、ことでということで、協議をさせているんですけれども、中々、被害のですね、この程度等を判定をしていこうとすれば、そういう所の、まだ調査もできておりませんし、把握ができない所があります。ですから、私は、一律にですね、被害の程度、大きい所も小さい所もたくさんあって非常に大変なんですけれども、ある程度以上の規模について、一定のお見舞いができるばというふうになっております。これは、事業所なり、小店舗等、商業、事業者ですね、商売されている方々。ただ、佐用の場合、特に、店舗併用住宅というようなね、形態が多いです。そういう所ですね、住宅として、そういう支援法による支援、いろいろとお見舞金も出ているという部分がありましてね、そのあたりを、店舗だけを借りて、こうされている方と、仕分けをですね、どうするか、このへんが、非常に難しいところがあります。範囲が広いし、いろんな方がいらっしゃるんでね、できるだけ公平にということを考えていくと、段々と難しくなっていくって、いっきにできない所がありますけれども、そういう気持ちは持って、今、いろいろと検討をしているところでございます。

〔住民課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 生活再建支援金の負担の関係なんですけれども、先ほど言われましたように、県につきましては、3分の2ということで、町の持ち出しが3分の1、その内、床上浸水の中で、町単独分、約585万が入っております。これパーセントによつての県の制約がありますので、それ以下の方については、町の単独分ということで考えております。

議長（山田弘治君） はい、他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、岡本議員。

4番（岡本義次君） 8ページの雑入のところで、公用車の災害給付金が6,350万あるんですけど、この一般、補正のですね、第3号の中で、先だつての説明で、車両購入費で43台の7,370万、こう計上されております。これらについてね、例えば、流出したり、使えなくなったというんは、分かるんですけども、新しく、新車43台分については、いわゆる、そういう課の中ですね、佐用町として、この流れたから、こんだけ買ったということじゃなくてね、ある程度、そういう、どう言うんですか、課、乗り合はずような格好の中でね、そういう精査もされたんかということと。

それから、買った会社ですね、いわゆる43台買うことによって、その見積もり取つてですね、何ぼか価格をですね、だいが安くしてもらつたとか、そういうようなことは、中身的にどんなんですか。

〔総務課長兼財政課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、総務課長兼財政課長。

総務課長兼財政課長（坪内頼男君） 公用車の関係ですけれども、補正3号で挙げさせてもらつておりますけれども、それは、まだ執行しておりません。これから執行するということです。

それから、公用車の見直しですけれども、今、ここで公用車の災害給付金で、寄付していただく、雑入で挙げてますけれども、これについては、廃車は50台です。それと、これは、公用車で、あと、消防ポンプ、分団の消防ポンプが、6台。それと、消防署のポンプ車、これは、非常に、大きいんですけども、1台、この修理には、2,100万ほどかかるということで、この今の給付金の中には、6,350万の中には、そういった消防ポンプ車も入っております。

で、公用車の関係ですけれども、できるだけ、今、岡本議員が言われましたように、こういう状況の中でも必要なものについては、レンタルとか、そういうもので、今は対応してます。今後、公用車の考え方については、県の方からも、公用車等の、使わないかというようなことも申し出もあつたりして、そういう物を受けながら、できるだけ必要台数については、よく吟味して、購入等には当たりたいと思つています。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、岡本議員。

4番（岡本義次君） 今言った、その中でね、価格的にも、その大量に買うことによって、何ほか、一般、どう言うんですか、何ほかの金額は安くしてもらったり、そういうことはあったんですか。まだ、これから。

〔総務課長兼財政課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、総務課長兼財政課長。

総務課長兼財政課長（坪内頼男君） 一番最初にお話したように、まだ、その補正の3号の分については、まだ執行してません。今後、そういうことについては、できるだけ安価な形での購入、そういうものについては、通常の備品等の購入の手続きに基づいて対応したいと考えてます。

議長（山田弘治君） 他に。

〔金谷君 挙手〕

議長（山田弘治君） 金谷議員。

6番（金谷英志君） 14ページの清掃総務費、ごみ集積場設置事業補助金、これ今回の災害で、被害を受けた、ごみ集積場だと思うんですけども、それでしたら、今後の、にしはりま環境事務組合との収集の方法なんか、パッカー車も1台買って、それで、試験的に収集も見ているところもあるんですから、それを、将来的に、そういう集積の方法も変わるということも踏まえて、その流されたから、直ぐ復旧するという、今までのやつを作るんじゃないかって、そういうことを踏まえた上での、この補助金なんでしょうか。

〔住民課長 挙手〕

議長（山田弘治君） 住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 今回の、この追加予算の分なんですけれども、将来的には、そういう形で、先ほど議員がおっしゃいましたように、にしはりま環境事務組合の分別収集の方法等を考慮して、行えばいいんですけども、とりあえず、今回につきましては、急遽、災害の中での流出分ということで、挙げさせてもらっております。

6番（金谷英志君） はい、いいです。

議長（山田弘治君） はい、他に。

〔山本君 挙手〕

議長（山田弘治君） 山本議員。

11 番（山本幹雄君）　　ちょっと、僕、途中で申し訳ないですけども、抜けたんで、あれなんですけれど、先ほどの商工観光の 3,000 万の話ですけども、あれ、もう、改修ということで、日程的なものは、もう出ているんですか。工事そのものを、いつから始めるとか、そういうものは出ているんですか。そこらへん、ちょっと聞いてなかったんで。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君）　　はい、町長。

町長（庵逄典章君）　　来年の 4 月ぐらいに向けてですね、考えていきたいということだったんですけども、こういう災害の中ですね、少しまあ、そういう事務を非常に対応が遅れております。ですから、まだ、その今の、基本的には、現在の佐用の商工会館を増築して、一部改修すると、そういう計画ということに聞いてますけども、しかし、それについてもですね、今回、もう一度、その基本的には、その計画を基に、再度考えて、できるだけ早く、統合については、来年の 4 月を目指してということで間に合わしたいということ聞いております。

〔山本君 挙手〕

議長（山田弘治君）　　はい、山本議員。

11 番（山本幹雄君）　　来年の 4 月だったら、今挙げる必要ないんじゃないですか。計画自体も、あるような、ないような、改修なんか、建て替えなのか、まだ、よう分からないものを何で今、挙げるんかないのは、ちょっと、どうも解せないんですけどね。はっきり言いますと、ちょっと僕、帰って来た時に、町長の発言が半端な状態の中であつたと思うんですけども、以前、3,000 万貸し出してましたよね。その部分を使ってもらったというような話の中だけでも、じゃあ実際問題、本来だったら、この 3,000 万は、とうに返しといてもらうお金なんですね。佐用町が返してもらっておつたらええんです。そして、例えば、来年の 4 月にするんだったら、来年の 4 月に補正で挙げたらいいんです。佐用町が貸し出したら、またいいんです。それを、何で、今、こういう状態で補正を組むんかと。

僕が、なぜ、そんなことを言うかいうと、この 3,000 万を佐用の商工会は、佐用町へ返金する能力が、今、ちょっと乏しいのかなという気が、ちょっとしてある。そういうように、ちょっと実は伺っておると。それで、返せない。返せないんだけど、じゃあ、3,000 万のあれで改修するというような話なんだけれども、返せるか、返せないか、ちょっと厳しい、微妙な状態かなと、これはっきり、僕知りませんよ。佐用の商工会のこと分からないんですけど。そういう状態の中だけで、ここで挙げておくということになると、実は、来年の 4 月になったら、この 3,000 万がうやむやになっておるんじゃないかと。ほんまは、実は、改修に使われてない、何か他のことで消えておるんじゃないかという危惧もあるんですけども、そういう意味において、僕は、実のところ、1 回、ここは 3,000 万返金してもらって、来年、これ、大分前にも言うたんですけど、3,000 万の話が出た時に、あれいつだったか、そういう話しました。1 回は、返してもらおうべきやと。その上で貸しもって、改修するんだったら、改修費用として 3,000 万、町が補助するべきです。これは、普通の道理だと思うんですけど、違いますか。

議長（山田弘治君）　　はい、町長。

町長（庵逄典章君）　　まあ、これは、合併前、以前からのですね、商工会に対する支援ということで、旧佐用町が商工会に対して、支出したと。それで、町としてもね、一般会計へ返してもらってというんじゃないかって、やっぱり、このお金をですね、いろんな形で、商工会への支援に活用していくことということで、そのまま商工会として、1つの管理はしていただいておりますし、少なくとも、うちとしても、町としてもですね、その経理については、確認をしながら、何でも使えるということではないということ、今まで、どういふふうに使っていくかを検討してきたわけです。ですから、これは、あくまでも商工会のお金ではありませんし、町としては、逆に、商工会に対しての支援をしていく、そういうお金という、特別な、言えばお金として管理をしてきたということですから、で、来年の4月というのは、来年の4月ぐらいに統合いう、それまでに事業も行っていきたいということで、今回挙げさせていただいております。

〔山本君 挙手〕

議長（山田弘治君）　　はい、山本議員。

11番（山本幹雄君）　　元々、この3,000万言うのは、なんか、佐用町の商工会へ融資するという部分の中で出て来たお金だということを聞いてますね。前回も、そういう説明受けたと思うんです。そういう事業目的が1回それで終わったのであるならば、当然、それは、それで、佐用町として、返してもらわなければならない、この金は、町長の金でも僕の金でもなく、佐用町民のお金ですから、1回はこうだった。だけど、その目的が済んだら、当然、それは返してもらわなければならない。これは当たり前のことだと思うんです。貸したんだから、後は、それがなくなるが、他で、また、これで使いなさいよ。あれに、使いなさいよ。そういうものでは、決してないはず。このお金は、こういう目的で貸したんだ。例えば、ここに道づくりなさいよって出した。ところが、うにゅうにゅうしたら、ええ、あんたら、別のことで使うたらええいうて、そんなええ加減なものでは、決してないはず。これという形で、町の予算書って全部そうでしょ。

例えば、たまに、お金がないなって、年末になったら流用するということはありますよ。けど、これにっていう形でお金出して使えようわけでしょ。この予算書、この一般会計の、この補正なんか全部そうでしょ。これにっていうお金出しよん。これにっていう、出したんだら、これに使ってもらわなアカン。ところが、その要件終わったら戻してもらわなければならない。これにっていう出しながら、他へ使えようよって言うて、そんなバカな予算書は、僕はありえんと思うんやけど。そんなん、はっきり誰もちゃうん。町民理解しないと思いますよ。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君）　　はい、町長。

町長（庵逄典章君）　　商工会が、返済するですね、状態、お金がないとかというような話じゃなくて、これは、ちゃんと、これは、これで、管理がしてあります。ですから、今回もね、目的については、何に使うのか、分からないということ、何でもいから、3,000万使ってくださいという話ではありません。先ほども説明させていただいたように、この商工会の合併後、事務所も1つの、やっぱり統合していかなくちゃいけないと。そういう中

で、今の事務所では事務ができない。当然、事務所の改修、また増築が必要だと。そういうことで、商工会への町の支援として、このお金は、ひとつ、その額を限度に、町としても考えたら、考えさせていただく必要があるかということで、挙げさせていただいております。

しかし、実際、予算化されてもね、当然、これは、計画も、最終的に、まだ決定ができてない、こういう災害の中で決定ができてない状況がありますから、この件については、十分に内容を聞いて、そういうものを了解した上で、町としては、支出をしていきますということも、今、お話をさせていただきました。

ですから、今後、商工会の方がですね、最終的に、この事務所の統合計画、そういうものも、当然、提出していただいてね、そういう中で、また議会の方にも報告を、当然させていただいた後に、執行をさせていただきます。

議長（山田弘治君） はい、まだ、質疑があるようですが、ここで暫く休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議なしと認めます。約 15 分で、11 時再開ということでお願いします。

午前 10 時 45 分 休憩

午前 10 時 59 分 再開

議長（山田弘治君） 休憩前に引き続き会議を再開したいと思います。
質疑のある方。

〔井上君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、井上議員。

8 番（井上洋文君） 説明受けたか分からんのですけれども、17 ページ、国際理解教育推進事業なんですけれども、英語教育に力を入れていくということなんですけれども、これ減になっているのは、その理由は、説明受けたかどうか、ちょっと、そこらをちょっと聞きしたいんですけれども。

〔教育委員会教育推進課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、推進課長。

教育委員会教育推進課長（岡本 正君） 小学校に外国語活動の授業が入りまして、その補助教員ということで、ALT を現在 1 名、この 1 学期までは 1 名だったんですけれども、2 名にしないと、どないにも、こう指導ができないということで、この 2 学期、9 月 1 日付けでもって、ALT を 2 人にすることで、1 名の増を行いました。その 1 名増やしたわけなんですけれども、当初は、外国から招致すると。招致事業というんですけれども、招致する予定だったんですが、幸いに、外国人でたつの市に住まいを持っておりまして、そ

こから通勤できるという、そういったALTが見つかりまして、その関係で、いわゆる通勤費と賃金だけになったということによりまして、当初の、いろいろな経費が減になったという状況です。

〔井上君 挙手〕

議長（山田弘治君） 井上議員。

8番（井上洋文君） 外国から来るんじゃないしに、たつの市におる人を雇ったということですね。外人を。

議長（山田弘治君） はい、推進課長。

教育委員会教育推進課長（岡本 正君） もとは、佐用町内の中学校のALTで、数年前まで勤めた経験のある者なんですけれども、こちらの女性と結婚し、たつの市に住まいをしておるといようなことから、もう1名のALTが確保できまして、そういう関係で、この9月の1日より午前中は中学校、午後は小学校の方に順次計画的に回っていくことによって、指導の補助にあたっておるとい状況です。

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、平岡議員。

18番（平岡きぬ糸君） 歳入だったんですけど。8ペーシの雑入で、公用車災害給付金、6,350万について、先ほど、説明を、具体的に台数なども説明があったんですが、その中で、消防のポンプ車6台、それからポンプ車1台、このポンプ車1台が大きいということの金額的に説明がありました。で、これは、今回の災害で、そい事態になったということのものなんですけど、町内で、この災害後、自動車屋さんにお話する機会がありました。その時にお聞きしたら、その自動車、水が増えて、佐用の方ですけど、増えて来た状態の中で、日頃からこうなった時は、ちょっと高台のところに移動しようって言うて、家族で話していたので、今回の、酷い地域では、その所は酷い地域なんですけど、車は1台も被害がありませんでした。お店に関する、いうふうに聞いたんですけど、そういう、民間の方ですけど、そういう中で、ポンプ車などは、緊急車ですから、どういう状態だったのか、まあ、そこらへん、この給付金にかかわって、説明お願いしたいんですけど。

議長（山田弘治君） はい、消防長。

消防長（加藤隆久君） 消防車でございます。救助に当たっておりまして、浸水しました。以上です。

議長（山田弘治君） ええっと、平岡議員、よろしいか。それで。

18番（平岡きぬ糸君） 6台は。

議長（山田弘治君） 平岡議員。他の。平岡議員。

18 番（平岡きぬ糸君） ポンプ車は救助に当たっていていることですが、その他の消防ポンプ車はどうだったんですか。

議長（山田弘治君） 住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 申し訳ないんですけども、詳細にはまだ調査しておりませんので、今後、調査いたします。

議長（山田弘治君） よろしいか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） 岡本義次議員。

4 番（岡本義次君） 17 ページのね、一番下の通学対策費 20 項目の中で、60 万 8,000 円挙げてございます。これらについてね、佐用や久崎でも上月でも、こうやってお家浸かって、図書が流れたとか、本が流れたというんは、学校の方でみていただけるんでしょうけれど、自転車なんかの流れて、そういうなんも、ここの中へ、こういうような、今後入って来るんですか。これは、別個のもんかも分らんけど、そこらへんが 1 点と。

それから、もう 1 点は、18 ページの一番下のですね、20 の 11 の需用費と 13 番の委託料、これらについてね、災害で消火栓の格納庫が相当、川の中とか田んぼの中へ流れてね、ホースや筒先が流れたり、その格納庫そのものも倒れたりしておりました。その数についてはね、いくらぐらい流れたり、ホースについても切断とか、破損しておったら使えないと思いますけれど、ただ単に浸かったりして、それを元に戻せばある程度、その分については、水に濡れたぐらいだったら使えるというふうに思うんですけど、そこらへんの数等については、どんな状態であったんかという説明を求めます。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長（福井 泉君） 通学対策費でございますが、この度の水害によりまして、自転車通学の生徒が 9 名おりまして、で、その件につきましては、通学対策の関係で、3 万円の助成が出るようになっております。

ただ、ここにおいて、今日計上させていただいておりますのは、実は、三日月小学校のスクールバスが、実は、3 便運行ということで、子どもが 6 時 40 分に家出て、7 時の集合で、1 便で学校へ着いたら 1 時間半以上、学校の開校を待たなければいけないという、非常にこう、そういった条件もございまして、それから、保護者、それで、子どもが 6 時 40 分に家を出なければいけないといった、そういった状況を緩和するために、スクールバス運行を 2 台にする方法ができるということで、一部、スクールタクシーを、この 2 学期から、既に開始させていただいております。その運行によりまして、バスが 2 便で、子どもも少し余裕持って均衡取れた通学ができるという体制を取らせていただきました。それに伴います、スクールタクシーの借上げ料でございます。

〔住民課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 18ページの消防の関係なんですけれども、消耗品につきましては、先ほど言われましたように、ホース、筒先等の需用費です。

それから、委託料につきましては、消火栓ボックスの格納箱の設置委託料ということになっております。今、言われましたように、使えるものにつきましては、各集落において、それぞれ元の場所に復帰していただいて、使っていただくようになっております。

災害時以降、各自治会長さんをお願いして調査した上での現在の件数としましては、今回予算挙げさせてもらっている分については、77件ということで挙げさせてもらっております。

議長（山田弘治君） よろしい。他に。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君） 笹田議員。

5番（笹田鈴香君） 18ページですが、庁舎災害復旧費の分で、工事請負金が1,000万ということで、非常用の発電機と言われたように記憶しているんですけど、これなんですけれども、どこに設置をされるのか、1階、2階、3階、屋上ありますけど、どこに設置されるのか、お尋ねします。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長（山田弘治君） まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） 今回、1,000万の工事費を置かせていただいておりますけれども、これにつきましては、今回の豪雨によりまして、非常用発電機が浸水をしたということでございまして、設置場所につきましては、屋上に設置をさせていただきたい。このように考えております。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、笹田議員。

5番（笹田鈴香君） それで、関連してですけれども、現在もパソコンとかも動かして稼働して、1階が使えるようになっておりますが、それらの配線とかね、そういった設備は、現在どうなっておりますか。

〔総務課長兼財政課長 挙手〕

議長（山田弘治君） 総務課長兼財政課長。

総務課長兼財政課長（坪内頼男君） コンピューター関係の配線につきましては、従前のO Aフロアの中で、配線をしております。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、笹田議員。

5番（笹田鈴香君） ちょっと、専門用語難しいんですけど、今まで、従来どおり、その1階をはわせると言うか、1階か地下かどこか分かりませんが、下をはわせる、下と言うか、結局、今、浸かった、浸水しましたね、だから、今回も、今までどおりの同じ配線かどうか、同じであれば、また浸水ということも考えられるのでね、そのへん、どのように、今、一時的なものか、ずっと、このまま行かれるのか、そのへんをお尋ねします。

〔総務課長兼財政課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、総務課長兼財政課長。

総務課長兼財政課長（坪内頼男君） 今のところは、緊急的な復旧ということで、従来どおりの形の床下のダクト言うんですかね、フロア、O Aフロアと言うんですけれども、その中に配線してます。今後、いろんな時点で考える中で、将来的には、いろんな検討を加えて、そういったことも考えなければいけないと思いますけれども、コンピューターが、配線が問題と言うよりも、今回の浸水では、デスクトップ言うんですか、その機械自体が浸水したということですので、それと、今回の浸水で、うちの場合は、ホストコンピューターというのは、メインになるコンピューターですけれども、それについては、2階で、電算室で管理していましたので、それは助かったと。だから、端末の、そういった機械が水没したということですので、配線自体の問題言うよりも、その水位が高くなった中でのコンピューターの機械そのものが水没したということです。

議長（山田弘治君） 他に、ありませんか。ないようですから、これで、本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） 討論なしと認めます。これで本案についての討論を終結をいたします。

これより、議案第71号を採決をいたします。この採決は、挙手によって行います。議案第71号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって、議案第71号、平成21年度佐用町一般会計補正予算案、第4号の提出については、原案のとおり可決をされました。

日程第 7 . 議案第 72 号 平成 21 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案(第 1 号)の提出
について

議長(山田弘治君) 続いて、日程第 7、議案第 72 号、平成 21 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案、第 1 号の提出についてを議題といたします。
これから質疑を行います。

〔笹田君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、笹田議員。

5 番(笹田鈴香君) 5 ページですが、一般管理費の中で、国保システム開発委託料、これの内容説明をお願いします。
それと、15 款の 10、出産育児一時金の 52 万円、これの内容説明をお願いします。

〔住民課長 挙手〕

議長(山田弘治君) 住民課長。

住民課長(木村佳都男君) 一般管理費の国保システムの開発委託料ですけれども、今回の国保条例で、条例改正させていただきました高額医療、あるいは、高額介護合算医療制度の、制度が開始になりますので、これについての電算のシステムの改修料となっております。
それから、出産一時金につきましても、先ほどの条例改正の中で、4 万円増となっておりますので、この分の 13 件分見込みで挙げております。52 万円ということになっております。
以上です。

〔笹田君 挙手〕

議長(山田弘治君) はい、笹田議員。

5 番(笹田鈴香君) このシステム開発委託料なんですけど、システムの変更ということなん、プログラムの変更ということなんですけれども、制度が変わったということで、その中で、その前期高齢者とかもあるんですけど、こういろいろ変わってきますね、その中で、今回、それと国保料が、すごく上がったということで、いろんな不服があると思うんですけど、先日も聞いたら、3,300 円だった人が、いっきに 8,000 円以上になったとかというような声も聞いているんですけど、そのへん、システムと直接関係あるかどうかは分かりませんが、このような件に関して、不服とか、たくさん来ていると思うんですけど、そのへん、どのような苦情が来ているか、特に国保料の値上げで、ちょっと関連してですけど、すいません。

議長(山田弘治君) 住民課長。

住民課長(木村佳都男君) 今回の、そのシステム改修につきましては、税の改正やなしに、支払関係の、療養費の関係のシステム改修ということです。
それから、税の関係ですけれども、7 月に本算処理をさせていただきますして、納付書の

方を送っておりますけれども、個々の方については、所得の関係とか人数とか、前年比較しての中での話をさせていただいて、それぞれ対応はしているつもりでございます。

議長（山田弘治君） はい、他に。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） 鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） じゃあ、まず 3 ページの財政調整交付金、特別調整交付金の関係でお伺いします。157 万の補正ですけども、20 年決算は 300 万ということでありました。まあ、ご存知のように、特別調整交付金は、災害等ですね、そういった特殊事情の時に増額するという内容があるわけですけども、今回の補正と災害との関係ですね、そのあたりは、どうなのかということをお伺いします。

それから、5 ページの前期高齢者納付金の関係です。支払基金への納付金ということで、36 万 4,000 円で、本年度 60 万 8,000 円ということになっています。20 年度決算が 26 万ですから、約 3 倍でありますけれども、この増額の要因ですね、前期高齢の対象者の数なのか、どうなのか、そのあたりは、20 年決算で見てね、この増額は何なのか、この 2 点をお願いいたします。

議長（山田弘治君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 歳入側の特別調整交付金の関係ですけども、昨年度も 300 万あったわけですけども、これも、制度改正による電算システムの改修ということで、300 万交付金の方がありました。今回につきましても、先ほど言いましたように、高額医療費の合算制度の改修に伴うシステムの追加額ということで、挙がっておりますので、今回の災害についての関連ではありません。

それから、前期高齢者の納付金、先ほど言われました、36 万 4,000 円の増の要因ですけども、ちょっと、まだ分析の方をいたしておりますので、今後、また内容につきまして、報告をさせていただきます。

議長（山田弘治君） よろしいか。他に。

〔金谷君 挙手〕

議長（山田弘治君） 金谷議員。

6 番（金谷英志君） 6 ページ償還金について伺います。国保税条例の改定の時に、21 年度償還金の見込みとしては、3,100 万程度見込んでいるということですけども、この償還金は、今後、どういうふうになりますでしょうか。今回、これぐらいですけど。

議長（山田弘治君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 当初、3,000 万という形で、こちらの方は、積算しておったんですけども、最終的な段階で、このような形での療養費の返還金額 974 万。それから、退

職者については、552万1,000円ということで精算が来ましたので、これで、はい、精算をさせていただきます。

議長（山田弘治君） はい、他に。はい、なし。ないようですから、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） 討論なしと認めます。これで本案についての討論を終結をいたします。

これより、議案第72号を採決をいたします。この採決は、挙手によって行います。議案第72号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって、議案第72号、平成21年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案、第1号の提出については、原案のとおり可決をされました。

日程第8 議案第73号 平成21年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第1号）の提出について

議長（山田弘治君） 続いて、日程第8、議案第73号、平成21年度佐用町介護保険特別会計補正予算案、第1号の提出についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

〔吉井君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、吉井議員。

20番（吉井秀美君） 6ページです。一般管理費の介護システム改修委託料について内容をお願いします。

それから、その次、12款、下になりますが、20目の介護予防一般高齢者施策事業費と、それから、その下の12款の10目の任意事業費の消耗品費の目替えについて。

それから、その下の住まいの改良相談員委託料7万円の増についてをお願いします。

〔健康課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、健康課長。

健康課長（新庄 孝君） 一般管理費の介護システム改修委託料につきましては、先ほど、国保会計もありましたですけれども、高額医療、高額介護の合算介護サービスへの対応としましてシステムの改修を計画しております。

それから、予算の 47 万 3,000 円の組み替えなんですけれども、当初、任意事業の中で、47 万 3,000 円、認知症のパンフレットの作成ということで、こちらの項目の任意事業で計画しておりました。まあ、国県の補助金が 19 万 6,000 円ということで、後まあ、一般財源ということでしたんですけれども、ちょっとまあ、内容を検討してみますと、介護予防事業の方では、その他の支払基金交付金の方も該当するというので、国県支出金が 17 万 7,000 円、その他が 14 万 2,000 円ということで、財源的なものがございまして、こちらの方に組み替えをさせていただいております。

それから、住まいの改良相談員の委託料につきましては、当初 10 件ということで、予算計上しておりました。ちょっと、5 件追加をさせていただきまして、1 件について 1 万 4,000 円ですので、7 万円の方の追加をお願いしております。

〔吉井君 挙手〕

議長（山田弘治君） 吉井議員。

20 番（吉井秀美君） 介護システム改修委託料なんですけど、国保では、国県支出金が充てられておりますけれど、ここで一般財源 138 万 6,000 円ですが、同じ扱いではできないんですか。なぜ、一般財源で。

議長（山田弘治君） はい、健康課長。

健康課長（新庄 孝君） 今回の介護システムの関係につきましては、日立情報システムに委託しております。今回の対応につきましては、一応、改修ということになっておりますので、国県の補助金については、計上できないというふうになっております。

議長（山田弘治君） 他に。他にないようですので、これで本案に対する質疑を終結をいたします。
これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） 討論なしと認めます。これで本案についての討論を終結をいたします。

これより、議案第 73 号を、採決をします。この採決は、挙手によって行います。
議案第 73 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって、議案第 73 号、平成 21 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案、第 1 号の提出については、原案のとおり可決をされました。

日程第 9 . 議案第 74 号 平成 21 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について

議長（山田弘治君） 続いて、日程第9、議案第74号、平成21年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案、第1号の提出についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

〔金谷君 挙手〕

議長（山田弘治君） 金谷議員。

6番（金谷英志君） 3ページ、受託事業収入、説明欄で短期宿泊事業、これ先ほど、一般会計の方でもありましたけれども、措置して、それを減免規定があるから、この度被災された20人言われましたけれども、20人見込んだ中で、期間についてお伺いしたい。この減免は、その被災者の方については、期間は、いくらぐらい。他の施設に入所されている方もあると思いますけれども、期間は、どれぐらい見込んでおられますか。

〔福祉課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 原則2カ月間というあれがありますので、8月、9月に減免という想定をいたしております。

〔金谷君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、金谷議員。

6番（金谷英志君） それ全体の被災者に対しての施策の中で考えるべきことやと思うんですけれども、2カ月以上経って、また、それをまた、減免規定は、外れるということではなしに、延長もできると。今でしたら、被害に遭った人は、おる人については減免はなしということになるのでしょうか。

議長（山田弘治君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 細部の詳細についてはですね、今、県の方と詰めておりますが、あくまでも旧、従来の老人措置の法に基づくですね、その基準で、2カ月というのが、明記されておりますので、もし、県の方とも、いろんな、老人措置になりますと、当然、国県の補助金も受けますので、その中で調整ということになると思うんですが、今のところ、基本的に、私ども考えておるのは、8月、9月分の2カ月間というふうな想定で進めております。

6番（金谷英志君） はい。

議長（山田弘治君） 他に、ありませんか。質疑はないようですから、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） 討論なしと認めます。これで本案についての討論を終結をいたします。

これより、議案第 74 号を、採決をします。この採決は、挙手によって行います。
議案第 74 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって、議案第 74 号、平成 21 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案、第 1 号の提出については、原案のとおり可決をされました。

日程第 10 . 議案第 75 号 平成 21 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について

議長（山田弘治君） 続いて、日程第 10、議案第 75 号、平成 21 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案、第 2 号の提出についてを議題といたします。
これから質疑を行います。ありませんか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、岡本義次議員。

4 番（岡本義次君） 2 ページのですね、一番下の委託料の金額、それでございますけれども、小型クレーンの保守管理委託料、これはどこの分のクレーンが傷んで、どこへ委託したんでしょうか。

〔天文台公園長 挙手〕

議長（山田弘治君） 天文台公園長。

天文台公園長（黒田武彦君） これはですね、毎年、実際やっております保守なんですけれども、3 トンクレーンと言いまして、なゆた望遠鏡の中にありまして、これの委託料が、少し不足しておりましたものですから、付け加えたということでございます。

4 番（岡本義次君） どこがやったんですか。

天文台公園長（黒田武彦君） あの、ホイストクレーンですから、ちょっとメーカー名、ちょっとど忘れしました。また、後で、お知らせします。

4 番（岡本義次君） はいはい。

議長（山田弘治君） 他に、ありませんか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） まあ、あんまり聞きたくないんだけど、小型、保守管理委託料で、毎年はね、20 年度決算は、27 万 3,000 円なんですわ。で、本年度、当初予算は 30 万で、4 万 5,000 円の補正ということは、34 万 5,000 円。例年より 7 万円多いんですね。だから、この 7 万円は、何かということで、説明をお願いしたいんですが。

議長（山田弘治君） はい、天文台公園長。

天文台公園長（黒田武彦君） 実は、この保守委託料なんですけれども、定額で、お願いをしておりました。ただ、1 トンクレーンと 3 トンクレーンと、両方、実はございまして、1 トンクレーンというのは、屋根に、エンクロージャーという所についておりました。上を見上げていただいたらついてるクレーンで、これの保守料とですね、今、申しあげました 3 トンクレーンと、両方合算をして、1 トンクレーンの方は、毎年ということではなくて、3 年に 1 度ぐらいの保守をやっておりますので、その関係で、少し、両方合算して増えたということで、申し訳ないんですけれども、挙げさせていただきました。

議長（山田弘治君） 他に、ないようですから、これで本案に対する質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） 討論なしと認めます。これで本案についての討論を終結いたします。これより、議案第 75 号を、採決をします。この採決は、挙手によって行います。議案第 75 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって、議案第 75 号、平成 21 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案、第 2 号の提出については、原案のとおり可決をされました。

日程第 11 . 議案第 76 号 佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議長（山田弘治君） 続いて日程第 11、議案第 76 号、佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

日程第 11 以降は、本日、追加提案の案件となります。

それでは、提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 76 号、佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

町国民健康保険条例の一部改正については、平成 21 年台風第 9 号災害により被災を受けた世帯に対する医療費の一部負担金を減免の措置をするため国民健康保険法第 44 条第 1 項の規定による一部負担金の減免等に関し、必要な事項を整備するものでございます。

一部負担金の免除等の要件、減免等の基準や期間、申請手続きについては、別で定めることといたしておりますので、趣旨をご理解いただき、ご承認をいただきますようお願いを申し上げて、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（山田弘治君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましては、本日即決といたします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） 平岡議員。

18 番（平岡きぬ糸君） ただ今の説明の中で、別に定めるという内容について伺いたいんですけど、被害の程度による減免の内訳ですけど、全壊、大規模半壊、半壊というふうな、内容によって、どのように変わるのか、その点が、まず 1 点、お伺いしたいことと。

2 つ目に、それに必要な、この減免を受けるための申請のあり方ですけど、手続きは、どのようになりますか。

この 2 点、お願いします。

議長（山田弘治君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 被災の状況でありますけれども、全壊、大規模半壊、それから半壊の世帯ということになっております。この基準につきましては、税の方の基準に、ほぼ同額となっております。所得区分、それから損害金額の区分等によりまして、それぞれ全壊で、所得が 500 万以下の方の方については、一部負担金の全額。それから、大規模半壊につきましては、2 分の 1。半壊につきましても 2 分の 1 というような形で、一応、検討をしております。

それから、手続きにつきましては、申請をしていただきまして、それによって、決定をするという形に考えております。

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、平岡議員。

18 番（平岡きぬ糸君） 具体的に、町民の人が、この減免を受けるための申請のあり方を伺ったんですけど、どのように、本人、自主申告ですよ。全壊、半壊、全部、行政の方がつかんでいるわけだから、そこから、親切に、対応が必要ではないかと思うんですけど、その点は、申請のあり方なんですけど。

議長（山田弘治君） 住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 今後、税につきましても、そうだったんですけども、一応、対象者の世帯については、それぞれ通知の方をさし上げて、それによって申請をしていただくような形に考えております。

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、平岡議員。

18番（平岡きぬ糸君） つまり、全壊の、り災証明のある方に対して、郵送であるとか、本人に直接分かる方法で、そういう申請が必要ですよということを、行政の方から通知するということですね。

議長（山田弘治君） 住民課長。

住民課長（木村佳都男君） はい、そうです。

議長（山田弘治君） はい、他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） 岡本義次議員。

4番（岡本義次君） 期間についてはね、8月9日に、こういう水害が起きたわけでございますけれど、その日以後ですね、いつまでかという、そこらへんは、どんなん。

議長（山田弘治君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 一応、3カ月、状況によって6カ月の期間ということで考えております。

議長（山田弘治君） はい、他に。

〔岡本安君 挙手〕

議長（山田弘治君） 岡本安夫議員。

13番（岡本安夫君） これ、ちょっとあれなんですけど、これどうなんですか、いろんな見舞金やなんかは、その住居とかあれなんですけれども、ちょっとあれごっちゃになっておるんで、こういうようなんは、どない。いわゆる店とか事業所がなった場合は、当然、適用されるんですか。

議長（山田弘治君） 住民課長。

住民課長（木村佳都男君） この家庭が被害を受けられたということなんで、り災証明発行さ

れている家庭ということで、一応考えております。

〔岡本安君「店でもええわけ」と呼ぶ〕

住民課長（木村佳都男君） 一応、居宅の被災ということになっておりますので。事業所等については、現在、

〔岡本安君「適用されないん」と呼ぶ〕

住民課長（木村佳都男君） 被災証明の方を出しておりませんので。

〔岡本安君「ほんまは、そこが飯の種じゃないんかな」と呼ぶ〕

住民課長（木村佳都男君） この基準の中で、住宅ということになっておりますので、住宅又は家財の2分の1以上の被害とかいう区分を持っておりますので、あくまでも住宅ということで。

議長（山田弘治君） よろしいか。他にありませんか。ないようですから、これで本案に対する質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） 討論なしと認めます。これで本案についての討論を終結いたします。これより、議案第76号を採決をします。この採決は、挙手によって行います。議案第76号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって、議案第76号、佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をされました。

日程第12．議案第77号 佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について

議長（山田弘治君） 日程第12、議案第77号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今、上程をいただきました議案第77号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、台風第9号災害による保険料の減免申請に係る特例措置を定めるためのものであります。これは、今回の災害発生月の8月分から保険料を減免できるように減免

申請に係る特例措置を附則に1項加える改正でございます。ご承認をいただきますようお願いを申し上げて、提案の説明といたします。

議長（山田弘治君） 提案に対する当局の説明が終わりました。
本案につきましても、本日即決といたします。
これから質疑を行います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） 岡本義次議員。

4番（岡本義次君） この介護の分についても、国保と同じように、所得金額500万以下とか、それから、その2分の1とかですね、本人が申請するとか、または期間についても、その8月以降、3カ月もしくは状況によって6カ月、これ変わりはないですか。同じですか。介護について。

〔健康課長 挙手〕

議長（山田弘治君） 健康課長。

健康課長（新庄 孝君） 介護保険料の減免につきましては、所得制限というのは設けておりません。

それで、一応、減免割合としましては、全壊につきましては、全額。大規模半壊と半壊については、2分の1の介護保険料の減免をするようにしております。

で、8月から来年の3月まで8カ月間というふうに範囲をしております。

また、申請等につきましては、先ほどと同じように、対象者に申請書を送付しまして、対応していきたいというふうに考えております。

議長（山田弘治君） よろしいか。他に。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君） 笹田議員。

5番（笹田鈴香君） それで、申請の方法を、今、言われたんですけども、申請の申し込みの締め切りとか、そういうのは決まっているんでしょうか。お知らせが来て、その中に書いてあったという人と、私は、被災をしてないので、かどうか分かりませんが、来てなかったんですが、申し込みの期限は、決まっておりますか。

議長（山田弘治君） 健康課長。

健康課長（新庄 孝君） 一応、申請の期限としましては、8月からというふうにしておりますけど、8月は、当然ないんですけども、1年間ということで、21年8月から22年の7月までを申請期限というふうに考えております。

議長（山田弘治君） よろしいか。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、笹田議員。

5番（笹田鈴香君） ちょっと、間違え、意味が通じてなかったかもしれませんが、申請のね、締め切りですが、それはないんですか。もう勝手にというたらおかしいんですが、自動的に、もう減免をしてもらえるわけでしょうか。

議長（山田弘治君） はい、健康課長。

健康課長（新庄 孝君） もし、まあ仮に9月に申請がありますと、申請の許可決定を送りまして、そして、10月なり11月分から、例えば、全壊の方については、全額というふうになってますので、多分、お金の返還をするようになりますし、半壊とか大規模半壊については、2分の1減免になりますので、調整して後の分、それ以後の納期につきましては、調整して、金額を変えて送らせてもらうようになると思います。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、笹田議員。

5番（笹田鈴香君） それですね、介護保険条例によると、この期限。例えば、8カ月分と言われたんですけども、それが終わった時に、その旨を、また申請しなければならなくなっているんですが、終わった時点では、どのような手続きが要りますか。

議長（山田弘治君） はい、健康課長。

健康課長（新庄 孝君） 納期限7日前いうようになってますけれども、一応、その納期、その納期いうのではなくって、8月から来年の3月までの分につきましては、1回の減免申請で、その対象月の分を全部記入してもらうようにいうふうに考えておりますので、毎回、毎回提出していただくなくてもいいというふうに考えております。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、笹田議員。

5番（笹田鈴香君） 毎回じゃないんですが、その最後をね、一番最後に、手続きが要るのかどうか。それをお尋ねしておりますが。

議長（山田弘治君） はい、健康課長。

健康課長（新庄 孝君） 一番最後には、手続き、1回目の申請の時に、チェックしますので、最後には、通知はいたしません。

議長（山田弘治君） はい、他に。他に質疑はないようですから、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） 討論なしと認めます。これで本案についての討論を終結いたします。これより、議案第 77 号を採決をします。この採決は、挙手によって行います。議案第 77 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって、議案第 77 号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をされました。

日程第 13 . 議案第 78 号 佐用町消防事務手数料条例の一部を改正する条例について

議長（山田弘治君） 続いて日程第 13、議案第 78 号、佐用町消防事務手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました、議案第 78 号、佐用町消防事務手数料条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本議案は、佐用町内に、危険物許可施設を有する 52 事業所のうち、この度の災害により 19 事業所に浸水等の被害がありました。危険物許可施設は、機器等の位置や構造の変更を行う場合、佐用町消防事務手数料条例により所定の手数料が必要となります。被災者の負担軽減を図るためには、手数料の減免規定を加えた条例の一部改正を行う必要がございますので、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

議長（山田弘治君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましても、本日即決といたします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔質疑なし〕

議長（山田弘治君） 質疑はないようです。これで本案に対する質疑を終結いたします。これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） 討論なしと認めます。これで本案についての討論を終結いたします。

これより、議案第 78 号を採決をします。この採決は、挙手によって行います。
議案第 78 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって、議案第 78 号、佐用町消防事務手数料条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をされました。

日程第 14 . 議案第 79 号 工事請負契約の変更について（佐用保育園・さよう子育て支援センター新築工事）

議長（山田弘治君） 続いて、日程第 14、議案第 79 号、工事請負契約の変更について、佐用保育園・さよう子育て支援センター新築工事を議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 79 号、工事請負契約の変更についての提案理由を申し上げます。

本工事請負契約の変更につきましては、佐用保育園並びに子育て支援センター建設工事にかかわるもので、去る平成 20 年 12 月 18 日に入札を行い、上林・久崎特定建設工事共同企業体、上林建設株式会社代表取締役、上林博幸氏と 5 億 1,030 万円の工事請負契約を締結し工事を進めてまいりました。この間、本年 6 月議会で、工事追加分として、3,000 万円の補正予算をご承認をいただいておりますが、その内容が、確定をいたしましたので、今回、2,463 万 6,150 円を追加し、契約額 5 億 3,493 万 6,150 円に変更しようとするものでございます。

変更の内容は、毎週 1 回定例の工程会議により、その都度、工事の内容について協議を行い、特に、設計変更を行いました点は、屋外付帯工事における水路床版工事、中庭の合成ゴムチップタイル面積の増加、正面玄関部の変更、プールフェンスの追加並びに中庭遊具の追加など、より園児達の安全性に配慮するために追加したものでございます。

なお、今回の災害により町といたしましても、また施行業者においても、災害復旧を最優先させるため、約 1 カ月間に及び工事を中断をしたため、竣工も当初契約では、9 月 30 日を予定をしておりましたが、1 カ月間の工事延長を行い、10 月 31 日に完成とさせていただきます。

佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。ご承認をいただきますようお願いを申し上げます。

議長（山田弘治君） 提案に対する当局の説明が終わりました。本案につきましても、本日即決といたします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔質疑なし〕

議長（山田弘治君） 質疑がないようですから、これで本案に対する質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） 討論なしと認めます。これで本案についての討論を終結いたします。これより、議案第 79 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。議案第 79 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって、議案第 79 号、工事請負契約の変更について、佐用保育園・さよう子育て支援センター新築工事は原案のとおり、可決をされました。

日程第 15 . 議案第 80 号 工事請負契約の締結について（学校給食センター建設工事）

議長（山田弘治君） 続いて、日程第 15、議案第 80 号、工事請負契約の締結について、学校給食センター建設工事を議題といたします。提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 80 号、工事請負契約の締結についてご説明を申し上げます。

この学校給食センター建築は、オール電化ドライ方式により鉄骨平屋建て、延べ面積約 1,400 平米の調理設備を除いた工事でございます。

契約につきましては、9 月 14 日、公募型指名競争入札によりまして、契約金額 2 億 8,329 万円で、姫路市網干区垣内南町 1862 番地の 9、株式会社永岡組、代表取締役、永岡準司氏に落札決定をいたしましたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得に関する条例第 2 条の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。ご承認を賜りますようお願い申し上げ、説明とさせていただきます。

議長（山田弘治君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましても、本日即決といたします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） 契約金額が 2 億 8,000 万ということで、設計価格からすれば、約 1

億円ほど、これで減額になっているというふうに見えるわけですが、その間で、ちょっと財源的な関係で確認したいんですが、この財源の主要財源は、合併特例債の3億4,400万円が主要な財源、合併特例債であります。それで、その入札で、1億円からの減額ということでありますから、どうなんですか。その合併特例債は、3億4,400万円で、起債を補正組んでますけれども、この工事金額の減収により合併特例債充当が95パーセントという理屈で言えば、この特例債の起債額も減るということになっていくのかどうか。そのあたりをまず伺います。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） 町長。

町長（庵逄典章君） この工事につきましては、今、提案の説明にも申し上げましたけれども、調理設備ですね、これは、別途契約という形にさせていただきます。そういうことで、今後、このオール電化ドライ方式の調理機器設備ですね、これが、相当な費用が掛かります。これも含めてですね、考えますと、当初の予算より、少し、若干オーバーするんじゃないかなというふうな見通しであります。当然、まあ、合併特例債につきましては、今後、必要な額について、また変更申請を行って、特例債の、また申請を行いたいと、特例債を受けたいというふうに考えております。

この後、部分については、臨時交付金分が入っておりますが、その額については変わりません。以上です。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島議員。

21番（鍋島裕文君） これは、いろいろ、こちらも指摘したし、町民的にも、また学校関係者からもね、問題となった給食センターであります。予算時で大いに議論はしたんですけども。

それでね、これだけ、いろいろ問題があって、未だに、やっぱり事後承諾的なやり方という点でね、批判のきつい、この事業に対して、この災害が起こってね、多くの方が、じゃあ、災害に関して冷却期間ができたんじゃないかというふうに、そういった意見も出ましたし、思っているんですね。そういうことからすれば、何ら問題のない事業じゃなかったということからすればね、一定、この災害絡めて、冷却期間が必要じゃなかったかと、ここで遮二無二、予定どおり入札というのはね、どうなのかというふうに考えますし、又、そういう批判も出るだろうというふうに思います。その点で、当初計画どおり、この予定どおり入札をやったという、この町長の考え方ですね、そういった批判と合わせて町長が、よく考えられた、その点を確認します。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、この度の災害の中でですね、当然、予定どおりじゃなくって、事務、そういう入札、設計事務ということについても、これは災害を優先して行って参りました。しかし、当然、学校の、こういう施設、プールも含めてですね、町の将来にとってですね、これは、災害と同時に、きちっと整備を進めていくべき事業であります。そう

いう意味で、災害は、災害として、最大限努力して参りますし、こうした学校施設等の整備についてもですね、当然まあ、子ども達のために、整備を、当然、計画、できる限りの努力をし、できる限り、予算についてもですね、今、臨時交付金等も適用を受けておりますから、そういうものを活用してですね、整備を進めていきたい、そういうふうに考えております。

議長（山田弘治君） 今、その議案 80 号を審議していただいておりますけれども、時間が、12 時に近くなっております。できれば、このまま引き続き進めさせていただきたいと思いますが、ご異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） それでは、進めさせていただきます。他に。

〔石堂君 挙手〕

議長（山田弘治君） 石堂議員。

1 番（石堂 基君） 説明の中で、今回、施設の部分での分割発注という言葉がありました。事前には、分割発注ということを知ってなかったもので、その点で、お伺いをしたいんですけれども、こうした大規模な場合、特に、工種が複数にわたって、それぞれに、相当の事業費が積算される場合ですね、これの分割発注の基準ですね、これについて、財務規則上とかを、少し見たんですけれども、特段明記がないような気がするんです。

で、県なんかにおいては、1 工種 500 万ぐらいだったかなと、思うんですけれども、ある程度の基準が示されているかなと思うんですが、まず、その分割発注の基準ですね、これについて。

それから、もう 1 点は、分割発注することによっての、いいところ、悪いところがあるんですが、するんだったら、なぜ、同じ時期に、施設と設備を同時にしなかったのか。これ、現場サイドから言えば、当然、建物については、長期、工期が長くなるというふうな説明があるかなと思うんですけれども、多分、現場で調整していく中では、同時発注で施設と設備していけば調整が付きやすいし、スケジュールが立てやすいということになるかと思えます。なぜ、施設だけを優先的に入札して発注しようとするのか、その 2 点、お伺いします。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 分割発注については、町としては、何ら規定はありません。ただ、分割発注した方が、より事業が進めやすいし、分割発注の方が、効率的に、事業を進めることができるだろうという判断を、こちら、町の判断によって、まあ考えてやっております。それは、基本的には、分割して、工事が非常にしにくくなるようなものでは、分割できないので、例えば、今回のような建物、建築部分と、それに設置される中で使う調理器具、こういうものは、全く別途のものであります。ただ、その中の設備の中で、電気でありますとか、水道設備、そういう物も、県の場合ですと、分割で発注をされる場合があります。しかし、まあ、これは、建築と一体にですね、やはり施工をして、管理も施工もしていないと難しい面がありますから、今回は、電気設備も含めた建築工事を一括で発注

をいたしております。で、後、それに伴う調理器具の部分のみですね、これを分割で発注したいと。

なぜ、一緒にということですがけれども、調理器具につきましては、これは、今後、工期的にもですね、この建築工事の後に、十分もう一度、中、建築、今回の建物と調整をしてですね、十分に検討を加えた後に発注をしていくという形の方が、一番まあ、後戻りのない、効果的なものができるだろうということで、別途に発注をさせていただくということでございます。

〔石堂君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、石堂議員。

1番（石堂 基君） 今、分割発注についての基準が、特段、財務規則等に示しが無いということですので、あえて聞かせていただくんですが、当然、分割発注をした場合の、いいとこ、悪いとこということで、特に、今回示されているのは、落札率が77パーセント、これは建設と施設、設備ですね、これを一括発注しておれば、相当設備費が安く済む場合、逆に言えば高くなる場合、そんなものがあるかと思いますが、今回の、この給食施設のような場合、特に、懸念されるのが、分割発注によって、ああ、ごめんなさい。もとい。

一括発注することによって、一定の入札率で下がってしまう場合、施設の質が低下するというような懸念があります。そうした検討も含めて、今回の施設部分については、分割でというふうな結論に至ったのかどうか。その点だけ。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 給食施設の、この調理機器というものはですね、非常にまあ、それぞれ特殊なものであります。一般的な建築工事屋さんができるものでは、当然、ありませんし、建築に一括してしまいますと、結局、下請けという形で、そこで、元受けになる建築屋さんですね、その調理器具の専門メーカーとの契約がどのようになっていくのか、そのへんは、中々、町としても、入り込めない部分が当然、分からない部分が出てきます。こういう、その特殊な機器で、一番まあ、これが、調理、給食センターとしてはですね、大事な部分でありますから、それについては、メーカー、これもいろんなメーカーが何社もあります。十分、それは競争をしていただきながら、いい所を取り入れてですね、きちりした物を、直接、町としても管理の中につくっていきたい。そういう思いで、分割にさせていただいております。

議長（山田弘治君） よろしいか。

1番（石堂 基君） はい。

議長（山田弘治君） 他に、ないようですから、これで本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） 鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） 本契約案件の反対討論をいたします。

本事業は、町民や議会への十分な説明もなく、特に、町民、学校関係者には、実態として、事後承諾的に進められてきた事業であります。多くの町民の批判のさらされている問題であり、町長の、この非民主的な手法に、反省を求めて反対いたします。

議長（山田弘治君） 原案に対する反対討論がありました。賛成討論の方はありますか。他に、討論がないようですので、これで本案についての討論を終結いたします。

これより、議案第 80 号を採決をいたします。この採決は、挙手によって行います。議案第 80 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、多数であります。よって、議案第 80 号、工事請負契約の締結について、学校給食センター建設工事は、原案のとおり可決をされました。

日程第 16 . 議案第 81 号 工事請負契約の締結について（久崎小学校プール建設工事）

議長（山田弘治君） 続いて、日程第 16、議案第 81 号、工事請負契約の締結について、久崎小学校プール建設工事を議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました、議案第 81 号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

この久崎小学校プールの建設は、FRP製で、距離 25 メートルの 4 コースと低学年用プールの工事でございます。

契約につきましては、9 月 14 日、指名競争入札によりまして、契約金額 7,749 万円で、佐用町上三河 175 番地、株式会社春名建設、代表取締役、春名博喜氏に落札決定をいたしましたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得に関する条例第 2 条の規定に基づき議会の承認、議決を求めるものでございます。ご承認を賜りますように、お願いを申し上げて、説明とさせていただきます。

議長（山田弘治君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましても、本日即決といたします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、岡本義次議員。

4 番（岡本義次君） これ今回つくる分は、25 メーターの 4 コースでございますけれど、

これ前の分については、何コースがあったんか。

それと、指名の業者が何社だったんか。昨日、入札率は教えてもらったんです。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長（山田弘治君） 教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長（福井 泉君） プールは、従来は、5コースでございました。久崎は、ごめんなさい。久崎は6コースでした。すみません。

議長（山田弘治君） 何社。

〔副町長 挙手〕

議長（山田弘治君） 副町長。

副町長（高見俊男君） 町内業者の6社です。

4番（岡本義次君） 6社。

議長（山田弘治君） はい、他に。

〔大下君 挙手〕

議長（山田弘治君） 大下議員。

12番（大下吉三郎君） プールということですがけれども、付属舎がですね、相当傷んでおるわけです。それらも含むのか、含まれないのか。

また、付属舎についても別途、工事するのかどうか。お聞きしたい。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長（山田弘治君） 教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長（福井 泉君） 付属舎の工事全部含めてでございます。はい。

議長（山田弘治君） よろしい。

12番（大下吉三郎君） はい。

議長（山田弘治君） 他に。

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、平岡議員。

18 番（平岡きぬ糸君）　　今回、指名競争入札ということで、町内の業者を指名されているんですけども、プールということで、そういう特殊な建物ではなくて、そういう物について、いわゆる専門性からして、入札に当たって、町内業者のみを指名競争入札ということでされた理由について、伺います。問題がないのか。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君）　　はい、町長。

町長（庵途典章君）　　これは、プールという、今、言われるように、それほど特殊なものではございません。今までの建設された経験も町内の業者さんも、既に持っておられるという中でね、町内の業者の施工能力で十分にできるということで、町内の施工業者さんを指名させていただいております。

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君）　　はい、平岡議員。

18 番（平岡きぬ糸君）　　議案としては、次に出て来る三日月も同じように、小学校のプールなんですけど、金額にすると、契約金額に大きな差が出ているんですけど、比較は、後ほどの議案に係わっても来るんですけど、何で、こういう差が出るんでしょうか。

議長（山田弘治君）　　教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長（福井 泉君）　　久崎と、三日月の小学校の所は、実は、立地条件が違いますのと、かなりこう、今、大きな所で、整地にしなければいけない所。そうした部分で、工事費が、若干差異が出ております。

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君）　　はい、平岡議員。

18 番（平岡きぬ糸君）　　立地条件からいくと、久崎の方が平坦で、三日月の方が高い所にあるから、高くなるのかと、単純に思ったんですけど、そこは、どうなんでしょう。

議長（山田弘治君）　　はい、教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長（福井 泉君）　　ご存知のように、三日月小学校は体育館の裏でございます、平地の上に、ちゃんと低い位置であっていけるんですけども、実は、かなり久崎の場合は、山のすそにございまして、かなり、今、不用な部分が、かなりだだっ広い面積になっております。それを、きちっとコンパクトにおさめていくという、で、そういったことから、設置する場所が、面積が増えているということで、金額は、若干、久崎の方が高いということになります。

議長（山田弘治君） はい、他に。ないようですから、これで本案に対する質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） 討論なしと認めます。これで本案についての討論を終結いたします。これより、議案第 81 号を採決をします。この採決は、挙手によって行います。議案第 81 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって、議案第 81 号、工事請負契約の締結について、久崎小学校プール建設工事は、原案のとおり可決をされました。

日程第 17 . 議案第 82 号 工事請負契約の締結について（三日月小学校プール建設工事）

議長（山田弘治君） 続いて、日程第 17、議案第 82 号、工事請負契約の締結について、三日月小学校プール建設工事を議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました、議案第 82 号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

この三日月小学校プールの建設は、FRP製で、距離 25 メートルの 4 コースと低学年用プールの工事でございます。

契約につきましては、9 月 14 日、指名競争入札によりまして、契約金額 7,140 万円で、佐用町真盛 135 番地 1、阿山建設株式会社、代表取締役、阿山 隆氏に落札を決定いたしました。

地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得に関する条例第 2 条の規定に基づき議会のご承認を求めます。ご承認を賜りますように、お願いを申し上げます、説明とさせていただきます。

議長（山田弘治君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましても、本日即決といたします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、笹田議員。

5 番（笹田鈴香君） では、質問させていただきます。

コースは 4 コースで 25 メーター、そして低学年用ということは、久崎も、それから三

日月も、同じかと思うんですが、予定価格で言いますと、だいたい700万ぐらい三日月の方が低いと思うんですが、立地条件だけで、その差が出ているのか。それとも、そのプールの周りですね、子どもが歩く所というか、準備したりする場所、そういった違いがあるのかどうかお尋ねします。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長（山田弘治君） 教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長（福井 泉君） 設計額自体が、当初から同じ設計業者をお願いしたんですが、どうしても、その工事費が掛かるということは、先ほど、平岡議員にご説明しましたように、久崎小学校のプールは、非常にこう、今だったら、かなり不用なスペースがあるということで、かなり、それを、三日月と同じようにコンパクトで使いやすいプールにしていくということでございます。そういうことで、実際に、三日月小学校の場合は、今の所に、きちっとおさまってしまうというプールなんですけど、久崎の場合は、進入路から、非常にこう無駄な大きなスペースがございまして。そこらへんも、きちっと工事で取り除いて、きちっとした別のスペースができるということでございます。工事費が、実は、掛かってしまうということで差異が出ます。はい。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、笹田議員。

5番（笹田鈴香君） それは、分かったんですが、同じ設計業者で同じということなんですけど、この前、三日月のプールへ、ちょっと視察というか、見に行っただけですけども、現在のプールは、周りが芝生ですね。子どもの歩く場、こう上がったたりする所。今回は、そのようにされるのかどうか。前、ごみが体に付いて、プールの中に草とか、そういうのがね、たくさん浮くということで、横に大きな網も置いてあったりしたんですが、そのへんは、どのようにお考えでしょうか。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長（福井 泉君） 芝生につきましては、これはまた、別のものございまして、これは、学校と相談しまして、子どもが芝生のサイドで、プールが楽しめたらということで、提案で、試的に申し出、他の業者からの申し出で、無料で、試験的にやってみたものでございまして、それを、これからのプールに採用するということはございません。

議長（山田弘治君） はい、他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） 岡本義次議員。

4 番（岡本義次君） 前と一緒にございますけれど、従前、三日月も 25 メーター 4 コースでございますけれど、前のんは、何コースあったんかということと。何社の指名ですか。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（福井 泉君） 三日月も同じように 6 コースで、プールが別にありました。

〔岡本義君「何社」と呼ぶ〕

〔副町長 挙手〕

議長（山田弘治君） 副町長。

副町長（高見俊男君） 前回と同じ 6 社でございます。

議長（山田弘治君） はい、他にありませんか。

〔山本君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、山本議員。

11 番（山本幹雄君） 三日月のんが金額安いんです。で、まあ、それは、それで、そうなのかなと思うんで、久崎の方が整地するどうのこうのという問題があるんですけども、三日月のプールを視察に寄せてもらった時に、かなりずれが出ているんですね。僕、あれ、そのままつくるのか、地盤を、もう一度強固にし直すのか、そういった面、ちょっと伺いたいんです。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長（山田弘治君） 教育委員会総務課長、

教育委員会総務課長（福井 泉君） ご存知のように、プールが傾いておりました。それで、久崎の場合は漏水で、機械も、40 年は、どちらも経過したプールでございまして、かなりの老朽化が進んでおりますので、きちっとした基盤を整地して、それから、きちっとプール槽を F R P で築いていくという、そういった工法を取られると思っております。

〔山本君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、山本議員。

11 番（山本幹雄君） この7,100万円の中に、その基盤を言うんか、きっちりするという料金も入っているんですか。

議長（山田弘治君） はい、教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長（福井 泉君） 一応、プール、一応改修工事でございますので、新たな、新しいものできるという想定をしていただいたら結構だと思います。

〔山本君「意味分かん。意味分かん」と呼ぶ〕

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、総務課長。

教育委員会総務課長（福井 泉君） 新たにきちっと同じ場所に設置しますけれども、従来の工法とは、前は、コンクリーの生打ちだったんですけれども、あって、それにペンキで表面を塗っておりましたが、今回、FRPというグラスファイバーでつくる物でございますので、水の水量はあると思うんですけれども、当然、それに耐えられるだけの設備になると思っております。

〔山本君 挙手〕

議長（山田弘治君） 山本議員。

11 番（山本幹雄君） あのね、FRPになるかセメントになるかなんて、そんなことは関係ない。何が関係あるかいうたら、地盤がずれているんです。その地盤を直すんか言いよんです。地盤が、今後ずれないようにするんかっていうことを聞きよんです。FRPかセメントなんか、そんなん関係あれへん。そうでしょ。新たにするんかどうかは、それは当たり前、新しいのにするんだから。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長（福井 泉君） 初めから傾いた物はありませんし、きちっと地盤を整備してすると思っております。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵道典章君） 当然、そういうね、これまでプールが改修しなきゃいけない1つの原因として、地盤沈下を起しているとかね、それによって、傾いたり、又、支障が出ていたということも、大きな原因ですから、それは、当然、そこは対策をして、今度、そういうことにならないように、調査もして、その設計も、当然、基礎的な設計もして、それ

で、今度、改修するということですから。

〔山本君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、山本議員。

11 番（山本幹雄君） ちょっと、回数超えるやけど、結局、そうなると、ねっ、今、地盤が沈下しておると。そこらへんの基礎的なものを、きっちりしよったら、調べよったら、相当金額掛かるんじゃないかと思う。だから、それが、7,100 万円の中に入っとうかって聞いたんや。入ってるって言うたんや。でも、実際問題、あの地盤が沈下しとうのを止めて、きちっとしようと思ったら、相当掛かると思う。久崎より安いというのは、僕は、逆に解せないんです。はっきり言うて。普通の道に、ちょっと面積広げて、ごそごそするのはいいけれども、地盤が下がりようものを、下がない、きちっとしたものをつくろうと思ったら、相当に、お金を入れないと、僕は、直らないと思うんやけれども、それは、どうなのかと聞いてるんです。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 三日月の場合はですね、あそこ埋立されたところで、施工されて直ぐに、ああいう状態になってます。で、非常に、そのまま、ずっと長年使ってます。それで、現在の地盤調査をして、その地盤的には安定をしていると。今ね。その中で、今回、やる方法としては、全て取り壊してしまうんじゃなくて、基礎とか、そういう所については、強化して、そして、その間に、FRP のプールの本体をですね、今のコンクリートの中に、船を入れるように、はめ込むわけですね。そういう形にして、もし、中に入って、いろんな今後、調整が、またパイプとか、そういう物が調整ができるような、そういう工法で行います。そのために、6 コースある部分ですね、子ども達の人数も減ってますから、4 コースにして、それによって、両側に、そういう管理用のスペース、そういう物もとっていくと、そういう工法を考えておりますのでね、全て、造成から全てやり直すということではありませんし、そのへんは、大丈夫だという調査の結果、出た中で、データが出た中でね、やっておりますので、そこは、専門の方に任せさせていただきたいと思います。

議長（山田弘治君） はい、他に。ないようですから、これで本案に対する質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） 討論なしと認めます。これで本案についての討論を終結いたします。これより、議案第 82 号を採決をします。この採決は、挙手によって行います。議案第 82 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって、議案第 82 号、工事請負契約の締結について、三日月小学校プール建設工事は、原案のとおり、可決をされました。

議長（山田弘治君） 以上をもちまして本日の日程は終了しました。
お諮りをいたします。明 9 月 18 日から 9 月 27 日まで、本会議を休会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。よってそのように決めます。
次の本会議は、来る 9 月 28 日午前 9 時 30 分より再開し、一般質問を行います。
それでは、本日はこれにて散会いたします。どうもご苦労様でした。

午後 0 0 時 1 5 分 散会
